

千葉県行財政改革行動計画

～ 時代の変化に対応した
県民視点の県政を実現 ～

令和4年（2022年）3月



千葉県

※所属名については、令和4年4月1日現在のものです。

※Ⅲ 個票 令和4年8月見直しを反映したものです。

目次

I 行財政改革行動計画の概要 1

II 戦略（具体的な取組内容）

柱1 未来につながる行財政経営への変革

（1）柔軟で機動的な行政経営へ 2

（2）持続可能な財政構造の確立 4

柱2 多様で柔軟な働き方の推進 6

柱3 スマート県庁への転換による新たな行政スタイルの確立 7

柱4 連携・協働で実現する持続可能な千葉県の確立 9

III 個票

柱1 未来につながる行財政経営への変革

（1）柔軟で機動的な行政経営へ

① 効率的な組織と 柔軟な人員配置

ア 弾力的な組織の見直し	11
イ 適正な定員管理	12
ウ 柔軟な人員配置	13
エ 積極的な職員採用	14

② 効果的な人材育成に 向けた取組の推進

ア 研修の充実・強化	15
イ 若手職員育成のためのメンター制度の導入	16
ウ 他団体との人事交流	17
エ 民間人材の活用	18

③ ボトムアップ型の 政策提案の実施

ア 職員提案制度の効果的な運用	19
イ 業務改善を目的としたPTの設置	20

④ 内部統制の推進

ア 内部統制体制の整備・運用	21
--------------------------	----

柱1 未来につながる行財政経営への変革

（2）持続可能な財政構造の確立

① 中長期的に安定的な 財政運営

ア 建設地方債の効果的な活用と健全化判断比率に留意した財政運営	22
イ 県有施設長寿命化等推進基金をはじめとした基金の更なる確保・活用	23
ウ 地方財政制度の改善に向けた国への働きかけ	24

② 県税収入等の財源確保

ア 徴収対策の強化等による県税収入の確保	25
イ 自主財源の確保	26
ウ 寄附金収入の確保	27

③ 事務事業の 不断の見直し

ア 当初予算編成における事務事業の見直し	28
--------------------------------	----

④ 資産マネジメント

ア 公共施設等の総合的・戦略的なマネジメント	29
イ 更なる民間活力の導入	30

⑤ 債権管理の適正化

ア 税外債権の管理徹底や債権回収の強化・効率化	31
-----------------------------------	----

柱2 多様で柔軟な働き方の推進

① 多様で柔軟な働き方の実現	ア テレワークの推進 32 イ Web会議の推進 33 ウ 働きやすい勤務時間制度の推進 34
② 多様な人材の活躍に向けた 制度の確立	ア 女性職員の更なる活躍の推進 35 イ 再任用職員の活躍推進 36 ウ 障害者雇用の促進と活躍の推進 37 エ 定年引上げを見据えた制度の確立 38
③ 職員の健康管理	ア 職員のメンタルヘルス対策の推進 39 イ 管理監督者に対するメンタルヘルス研修の実施 40 ウ ハラスメント対策の推進 41

柱3 スマート県庁への転換による新たな行政スタイルの確立

① デジタル技術の活用等による業務効率化	ア ペーパーレス化やBPRの推進 42 イ ICTツールの活用による業務効率化 43
② 行政手続・サービス等の デジタル化	ア マイナンバーカードの普及・活用 44 イ 行政手続のデジタル化 45 ウ キャッシュレス決済の推進 46
③ オープンデータ利活用の 促進	ア オープンデータの整備と利活用の促進 47
④ デジタル化に対応できる 人材の育成	ア デジタル人材育成研修等の実施 48
⑤ 市町村DX推進への支援	ア 自治体の情報システムの標準化・共通化 49 イ スマート県庁への取組を活かした市町村DXの推進 50

柱4 連携・協働で実現する持続可能な千葉県の確立

① 市町村との連携・協働	ア 市町村との意見交換 51 イ 地域振興事務所を通じた市町村との連携 52 ウ 市町村との連携・協働による広域課題への取組 53 エ 市町村DX推進への支援（再掲）
② 他都道府県との広域連携	ア 地方分権改革の推進に係る提言の実施 54 イ 他都道府県との連携による広域課題への取組 55
③ 民間企業、大学等の 連携・強化	ア 大学等との連携 56 イ 民間企業等との連携 57, 58 ウ 公社等外郭団体との連携 59
④ 県民参画の推進	ア 県民・市民活動団体等との連携・協働 60, 61, 62 イ 広聴の仕組みを通じた県民参画の促進 63
⑤ 県民参画につながる 情報発信力の強化	ア 多様な広報ツールによる効果的な情報発信等の取組 64

I 行財政改革行動計画の概要

■指針との位置づけ

新たな行財政改革の指針となる「千葉県行財政改革計画」は、「指針」と「行動計画」で構成され、「指針」は、「時代の変化に対応した県民視点の県政を実現」の理念の下、千葉県庁が目指す10年後の姿、「県民から信頼を得られる県庁」「スマートで機能的な県庁」「市町村とともに自治を担う県庁」の実現のため、次の4つの戦略に沿って改革に取り組むこととしています。

- 【戦略1】 未来につながる行財政経営への変革
- 【戦略2】 多様で柔軟な働き方の推進
- 【戦略3】 スマート県庁への転換による新たな行政スタイルの確立
- 【戦略4】 連携・協働で実現する持続可能な千葉県の確立

「行財政改革行動計画」では、この4つの戦略に従って、具体的な取組項目を定めています。それぞれの取組項目については、個票を作成し、取組内容、目標、取組工程、期待される効果を示し、毎年度、取組状況を確認・検証することで、改革の着実な推進を図ります。

■計画期間

行財政改革行動計画の計画期間は、令和4年度から令和6年度の3年間とします。

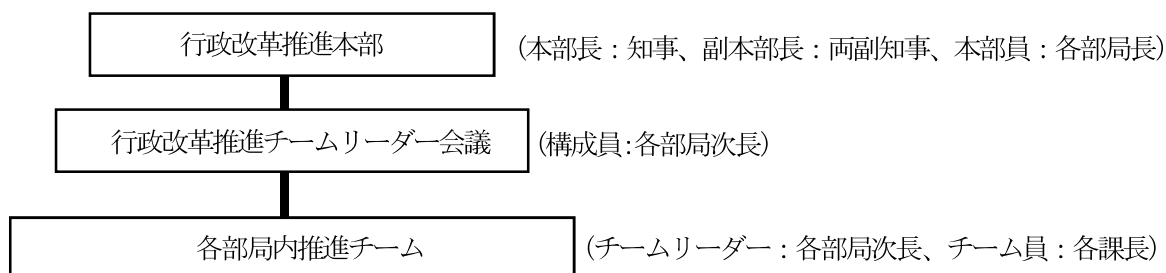
■推進体制

(1) 行政改革推進本部

知事を本部長とし、各部局長を本部員とする「行政改革推進本部」の下、各部局の連携を図り、取組の進捗管理等を行い、全庁を挙げて、行財政改革を着実に推進します。

(2) チームリーダー会議 及び 部局内推進チーム（新設）

行政改革推進本部の下部組織として、各部局の次長をメンバーとする「行政改革推進チームリーダー会議」及び「各部局内推進チーム」を置き、PDCAサイクルを一層機能させ、行動計画の実効性を高めるとともに、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うことにより、新たに生じた課題にも機動的に対応していきます。



Ⅱ 戦略（具体的な取組内容）

柱1 未来につながる行財政経営への変革

（１）柔軟で機動的な行政経営へ

複雑・多様化する行政課題や県民ニーズに対応するため、県庁組織は、迅速な政策展開・事業実施を可能とする柔軟で機動的な組織であるとともに、その基盤となる、意欲ある優秀な職員の確保が不可欠です。

行政課題の変化等を見極め、それに適した組織の見直しや適正な定員管理を行いながら、柔軟性、機動性の高い業務執行体制を構築します。

また、職員の意識改革や能力開発につながる研修を充実させるほか、政策の検討に関与できるプロジェクトチームへの参画など、職員が個々の能力や意欲を最大限に発揮し、活躍できる体制・仕組みを整備し、人材の育成を図ります。

① 効率的な組織と柔軟な人員配置

行政需要の変化や解決すべき課題に対し、弾力的に組織を見直すとともに、職員の年齢や職位の構成などを考慮した適正な定員管理・人員配置により、柔軟で機動性の高い業務執行体制を構築します。

また、新たな採用手法の導入や採用職種の見直しを含め、積極的な職員採用に取り組みます。

- ア 弾力的な組織の見直し
- イ 適正な定員管理
- ウ 柔軟な人員配置
- エ 積極的な職員採用

② 効果的な人材育成に向けた取組の推進

職員の意識改革や能力開発につながる研修を充実させるとともに、民間企業など他団体との人事交流や民間人材の活用に積極的に取り組み、広い視野を持ち、様々な行政課題に的確に対応できる人材の育成を図ります。

- ア 研修の充実・強化
- イ 若手職員育成のためのメンター制度の導入
- ウ 他団体との人事交流
- エ 民間人材の活用

③ ボトムアップ型の政策提案の実施

現行の職員提案制度について、より積極的な応募につながるよう見直すとともに、業務改善等を目的としたプロジェクトチームの設置など、個々の能力や意欲を最大限に発揮し、活躍できる仕組みを整備します。

ア 職員提案制度の効果的な運用

イ 業務改善を目的としたPTの設置

④ 内部統制の推進

内部統制は、業務の執行に係る一連のプロセスを可視化し、業務に内在するリスクの把握、分析及び評価を行い、法令等を遵守しつつ適正かつ効率的に業務を遂行していくための制度です。

「千葉県内部統制基本方針」に掲げられた4つの目的（業務の効率的かつ効果的な遂行、財務報告等の信頼性の確保、業務に関わる法令等の遵守、資産の保全）を達成することにより、県民に信頼される県政が確保されるよう、引き続き庁内の内部統制体制の整備及び適正な運用に取り組めます。

ア 内部統制体制の整備・運用

柱1 未来につながる行財政経営への変革

(2) 持続可能な財政構造の確立

社会情勢の変化に的確に対応しながら、将来にわたって多様な県民ニーズを踏まえた施策を展開していくためには、持続可能な財政構造の確立が不可欠です。

このためには、本県の将来の発展に向けた社会資本整備を行い、経済を活性化させることで税収の増加につなげる、といった好循環を生み出していく必要があります。

こうした投資を着実に行うため、建設地方債を効果的に活用しつつ、将来負担にも留意しながら中長期的に安定的な財政運営を行います。

加えて、徴収対策を一層強化し、全国最低レベルの県税徴収率を向上させることで、県税収入の増加を図るとともに、既存の事務事業については不断の見直しを行い、多様な県民ニーズに対応するための財源確保に取り組みます。

このほか、老朽化が進む道路・河川などの社会基盤施設や県有建物の長寿命化を図るなど資産マネジメントを適切に行うことで、維持管理のトータルコストを縮減し、将来負担の軽減に努めます。

① 中長期的に安定的な財政運営

本県の将来の発展に向けて、SDGsやカーボンニュートラルに向けた取組の推進といった視点を持ちつつ、社会資本整備や防災・減災対策、公共施設の老朽化対策を着実に進めるとともに、総合計画に掲げる事業に取り組んでいく必要があります。

このため、健全化判断比率¹に留意しながら建設地方債を効果的に活用するとともに、県有施設長寿命化等推進基金をはじめとした基金の更なる確保・活用を図ることで、中長期的に安定的な財政運営に取り組みます。

ア 建設地方債の効果的な活用と健全化判断比率に留意した財政運営

イ 県有施設長寿命化等推進基金をはじめとした基金の更なる確保・活用

ウ 地方財政制度の改善に向けた国への働きかけ

¹ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、算定・公表が義務付けられている。財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのもので、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4つの指標の総称。

② 県税収入等の財源確保

成田空港の更なる機能強化や広域的な幹線道路ネットワークの充実・強化により東京に隣接する本県の優位性を高め、千葉の未来を支える産業振興や観光振興などの施策により県経済を活性化させることで、将来に向けた税収の増加を図ります。

さらに、徴収対策を一層強化することで県税収入の確保に取り組みます。

このほか、未利用県有地の処分や効率的な資金運用、寄附制度など、様々な手法により財源の確保に努めます。

ア 徴収対策の強化等による県税収入の確保

イ 自主財源の確保

ウ 寄附金収入の確保

③ 事務事業の不断の見直し

厳しい財政状況が続くことが見込まれる中、新たな県民ニーズに対応するため、既存の事務事業については、事業そのものの必要性や事業手法の妥当性、費用対効果を検証し、県民生活への影響も十分配慮しながら、毎年度見直しを行います。

ア 当初予算編成における事務事業の見直し

④ 資産マネジメント

道路・河川などの社会基盤施設や県有建物については、「千葉県公共施設等総合管理計画」や「千葉県県有建物長寿命化計画」などに基づき、県有施設長寿命化等推進基金を効果的に活用しつつ、老朽化した施設の計画的な建替・改修や予防保全型の維持管理、照明のLED化を進めることでトータルコストを縮減するとともに、出先機関等の集約化や統廃合による建物の総量縮減などに努めます。

また、公共施設を活用した更なる民間活力の導入についても検討します。

ア 公共施設等の総合的・戦略的なマネジメント

イ 更なる民間活力の導入

⑤ 債権管理の適正化

貸付金、使用料、負担金など県が有する税外債権については、引き続き管理の徹底を行うとともに債権回収の強化・効率化を図るなど、収入未済の縮減に向けた取組を推進します。

ア 税外債権の管理徹底や債権回収の強化・効率化

柱2 多様で柔軟な働き方の推進

仕事の質や生産性を向上させ、組織力を高めるには、個々の能力と意欲を最大限に引き出し、職員一人ひとりが誇りを持って生き生きと働ける環境づくりが必要です。

テレワークの推進や新たなコミュニケーションツールの活用により、職員の環境の変化にも対応した、多様で柔軟な働き方の推進に取り組むとともに、多様な人材が意欲を持って十分に能力を発揮できる職場づくりに取り組みます。

また、メンタルヘルスケアをはじめとする職員の健康管理等に努め、健康で明るく活力に満ちた職場づくりに取り組みます。

① 多様で柔軟な働き方の実現

テレワークの推進や新たなコミュニケーションツールを積極的に活用するとともに、勤務制度の見直しを進め、育児や介護等、職員の環境の変化にも対応した、多様で柔軟な働き方を推進します。

- ア テレワークの推進
- イ Web会議の推進
- ウ 働きやすい勤務時間制度の推進

② 多様な人材の活躍に向けた制度の確立

「千葉県女性職員活躍推進プラン」や「千葉県障害のある職員の活躍推進プラン」の着実な実施、再任用職員の知識、技術、経験の活用等を進め、多様な人材が意欲を持って十分に能力を発揮できる職場づくりに取り組みます。

- ア 女性職員の更なる活躍の推進
- イ 再任用職員の活躍推進
- ウ 障害者雇用の促進と活躍の推進
- エ 定年引上げを見据えた制度の確立

③ 職員の健康管理

職員が意欲的に働き続けることができる環境を整備するため、研修の実施や専門家によるケアなどの実施により職員の身体や心の健康管理を推進します。

- ア 職員のメンタルヘルス対策の推進
- イ 管理監督者に対するメンタルヘルス研修の実施
- ウ ハラスメント対策の推進

柱3 スマート県庁への転換による新たな行政スタイルの確立

I C T技術の利活用により、行政手続の利便性や庁内業務の効率化を図り、「デジタルトランスフォーメーション（D X²）」に対応した「スマート県庁」への転換が必要です。

マイナンバーカードの普及・活用、キャッシュレス決済の導入など、行政手続・サービス等のデジタル化を実現し、県民や事業者の利便性や生産性の向上を図ります。

また、I C Tツールの利活用により、職員を定例的な事務作業から解放し、政策立案等への注力により、職員の生産性向上と県民サービスの向上を図ります。

こうした取組とともに、市町村に対するD X支援を進め、県全体のD Xを推進します。

① デジタル技術の活用等による業務効率化

A IやR P A³等のI C Tツールの利活用を進め、定型業務の自動化・効率化等に取り組み、政策立案や県民への直接的なサービスの提供など、職員でなければできない業務に注力することで、生産性の向上と、県民サービスの向上を図ります。

ア ペーパーレス化やB P R⁴の推進

イ I C Tツールの活用による業務効率化

② 行政手続・サービス等のデジタル化

県民生活や企業活動に必要な行政手続について時間と場所を問わず申請できるようオンライン化を推進するとともに、マイナンバーカードの普及・活用、キャッシュレス決済の導入など、行政手続・サービス等のデジタル化を実現し、県民や事業者の利便性や生産性の向上を図ります。

ア マイナンバーカードの普及・活用

イ 行政手続のデジタル化

ウ キャッシュレス決済の推進

² D X（Digital Transformation／デジタルトランスフォーメーション）

「進化したデジタル技術の浸透、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念。単なるデジタル化ではなく、デジタル技術の活用による新たなサービス・価値の提供等を通して、制度や組織文化なども変革していくような取組を指す。

³ R P A（Robotic Process Automation／ロボティック・プロセス・オートメーション）

従来人間が行ってきた一連の定型的な事務作業を、ソフトウェアロボットを用いて自動化する仕組み。

⁴ B P R（Business Process Re-engineering／ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）

現在の業務を根本的に見直し、プロセスを分析・再構築し、業務改善や効率化を図ること。

③ オープンデータ利活用の促進

県庁が保有する様々な分野でのデータを広く利活用できるように取り組むとともに、民間企業の新たなサービスの創造など企業活動にも活用できるようオープンデータの整備と利活用を促進します。

ア オープンデータの整備と利活用の促進

④ デジタル化に対応できる人材の育成

デジタル部門に係る様々な研修を実施し、県庁のデジタル化の推進を支えるデジタル人材の育成を図ります。

ア デジタル人材育成研修等の実施

⑤ 市町村DX推進への支援

市町村に対し、電子申請システムの更なる共同利用を働きかけるとともに、市町村が目標時期までに情報システムを標準化できるよう、必要な助言や情報提供など支援を行います。

ア 自治体の情報システムの標準化・共通化

イ スマート県庁への取組を活かした市町村DXの推進

柱4 連携・協働で実現する持続可能な千葉県の確立

地域や社会の課題解決には、地域の様々な主体と連携・協働して取り組むことが重要です。

地域課題については、その地域の基礎自治体である市町村をはじめ、民間企業、大学、NPO、県民等の持つ専門的知識やネットワーク等の強みを活かし、協働して取り組みます。

また、こうした取組につなげられるよう、様々な広報ツール等を活用し、県民に分かりやすい、きめ細やかな情報発信に努めます。

① 市町村との連携・協働

各市町村において生じるであろう様々な課題に対応するため、地域の変化・課題の見通しを市町村と共有し、個々の市町村の規模や状況に応じて、きめ細やかな支援を行う役割を果たします。

- ア 市町村との意見交換
- イ 地域振興事務所を通じた市町村との連携
- ウ 市町村との連携・協働による広域課題への取組
- エ 市町村DX推進への支援（再掲）

② 他都道府県との広域連携

複雑・多様化する諸課題に対し、地域に応じて的確に対応するため、全国知事会等を通じて、国との政策協議・調整、提言等を実施し、地方分権改革の更なる推進を図ります。

また、広域的な課題等に的確に対応できるよう、関東地方知事会等の場を活用し、他の都道府県との連携を推進します。

- ア 地方分権改革の推進に係る提言の実施
- イ 他都道府県との連携による広域課題への取組

③ 民間企業、大学等の連携・強化

民間企業や大学等との連携を強化し、多岐にわたる専門的な知識を活用することで、地域課題の解決を図るとともに、地域特性を活かした魅力ある地域づくりにつなげます。

- ア 大学等との連携
- イ 民間企業等との連携
- ウ 公社等外郭団体との連携

④ 県民参画の推進

様々な主体との連携・協働を推進し、それぞれの持つ特性や強みを活かして、複雑・多様化する地域課題の解決につなげます。

ア 県民・市民活動団体等との連携・協働

イ 広聴の仕組みを通じた県民参画の促進

⑤ 県民参画につながる情報発信力の強化

県民が県政への信頼と理解を深めていけるよう、透明性を確保し、県民ニーズに応えられる情報発信力の強化を図ります。

ア 多様な広報ツールによる効果的な情報発信等の取組

Ⅲ 個票（令和4年8月見直し）

整理番号	1	実施部局	総務部	主務課	人事課	関係課	
項目名	柱 1	未来につながる行財政経営への変革					
	(1)	柔軟で機動的な行政経営へ					
	①	効率的な組織と柔軟な人員配置					
	ア	弾力的な組織の見直し					
現状・課題	令和3年度向け組織改正においては、新型コロナウイルス感染症や激甚化する自然災害への対応など県政の喫緊の課題に対し、体制の強化を行った。また、増加する児童虐待に対応する児童相談所の体制強化を着実に進めるとともに、行政のデジタル化など新たな行政課題に的確に対応するため、限られた人的資源を重点的に配置し、効率的な業務執行や施策展開ができるよう、組織の見直しを行った。 近年は、社会経済情勢の変化や行政課題の複雑化により、これまで以上に迅速かつ的確に県民ニーズに対応することが求められており、さまざまな重要施策を強力に展開していく必要がある。そのため、県の重要施策を着実に推進するための体制づくり、事務事業の不断の見直し及び限られた人的資源の最適配分を行うことによる組織の見直しを行っていく必要がある。 また、セクショナリズムの解消に向け、「特定の政策課題に部局横断的に対応する推進チーム」の活用を図るとともに、これを効果的で実効性のあるものとするため、毎年度その成果や必要性を検証し、見直しを行っていく必要がある。						
取組内容	行政需要が多様化する中、新たな行政需要や県政の喫緊の課題に対し効果的な施策展開ができるよう、限られた人的資源の重点配置や事務事業の見直しを行い、効率的な業務執行体制を基本とした組織の見直しを行う。						
目標	効率的な業務執行体制を基本とした組織体制（「特定の政策課題に部局横断的に対応する推進チーム」を含む）の構築						
取組工程	・各部局の意見・要望を踏まえた組織（「特定の政策課題に部局横断的に対応する推進チーム」含む）の見直し						
	R 4 年度			R 5 年度		R 6 年度	
	各部局の要望等聴取 → 組織見直し			各部局の要望等聴取 → 組織見直し		各部局の要望等聴取 → 組織見直し	
効果	・新たな行政需要や県政の喫緊の課題に対し、効果的な施策展開を図ることができる。						

整理番号	2	実施部局	総務部	主務課	人事課	関係課	
項目名	柱 1	未来につながる行財政経営への変革					
	(1)	柔軟で機動的な行政経営へ					
	①	効率的な組織と柔軟な人員配置					
	イ	適正な定員管理					
現状・課題	令和元年度に、児童福祉法等の改正による児童福祉司等の新配置基準などを踏まえ、令和4年度まで児童相談所の計画的な体制強化を図るほか、大規模化・激甚化する自然災害への対応など行政需要の変化に柔軟に対応するため、職員定数条例を改正し、職員定数を増員した。 近年、行政需要の増などに伴う新規採用職員数の拡大により、職員の若返りが進んでいる。そのため、職員の知識、実務経験や意欲を勘案した現実的で持続可能な組織体制のあり方を検討する必要がある。 また、令和5年度から予定されている定年引上げも考慮し、職員数の適正化及び適正なポスト管理を図る必要がある。						
取組内容	事務事業の見直しを行う一方、必要なサービスの水準を維持しつつ、多様化する県民ニーズに柔軟かつ的確に対応していくために必要な職員数を確保する。 また、行政需要の変化や、それに伴う業務内容・業務量の変化に柔軟に対応できるよう、様々な任用・勤務形態の職員(会計年度任用職員を含む)の最適配置を行い、組織全体の業務処理能力の向上を図る。						
目標	職員数の適正化及び適正なポスト管理						
取組工程	・ 行政需要の変化や定年引上げなどを考慮した職員数の適正化及び適正なポスト管理						
	R 4 年度			R 5 年度		R 6 年度	
	組織見直し・職員定数の検討			組織見直し・職員定数の検討		組織見直し・職員定数の検討	
効果	・ 必要な職員数を確保することで、多様化する県民ニーズに柔軟かつ的確に対応することができる。						

整理番号	3	実施部局	総務部	主務課	人事課	関係課	
項目名	柱 1	未来につながる行財政経営への変革					
	(1)	柔軟で機動的な行政経営へ					
	①	効率的な組織と柔軟な人員配置					
	ウ	柔軟な人員配置					
現状・課題	定期人事異動においては、職員の意欲・能力・実績を重視し、積極性をもって能力を最大限に発揮できる「適材適所」の人事配置を行っている。 しかしながら、災害復旧や感染症対策など、想定していなかった緊急の業務や、新規に対応すべき業務が発生することがある。こうした事態に迅速かつ的確に対処するためには、柔軟に人員配置を行う必要がある。						
取組内容	定期人事異動においては、職員の意欲・能力・実績を重視した「適材適所」の人事配置を実施する。 緊急業務や新規業務が生じた場合は、適切に対処するため、必要に応じ、応援体制を組み、また異動を行う等により、柔軟な人員配置を実施する。						
目標	限られた人員の中で、緊急業務・新規業務に迅速かつ的確に対応するための人事体制を構築する。						
取組工程	・「適材適所」の人事配置の実施（定期人事異動） ・応援体制の構築や、年度中途異動による補充等、柔軟な人員配置の実施（緊急業務や新規業務が発生した場合）						
	R 4 年度			R 5 年度		R 6 年度	
	（定期人事異動） 適材適所の人事配置 （緊急時又は新規業務発生時） 年度中途異動等			（定期人事異動） 適材適所の人事配置 （緊急時又は新規業務発生時） 年度中途異動等		（定期人事異動） 適材適所の人事配置 （緊急時又は新規業務発生時） 年度中途異動等	
効果	・柔軟性、機動性の高い業務執行体制の構築により、行政サービスの向上が図られる。						

整理番号	4	実施部局	総務部	主務課	人事課	関係課	人事委員会事務局任用課
項目名	柱 1	未来につながる行財政経営への変革					
	(1)	柔軟で機動的な行政経営へ					
	①	効率的な組織と柔軟な人員配置					
	エ	積極的な職員採用					
現状・課題	若年人口の減少や学生の進路選択の早期化などを背景に、受験者数は減少しており、一部の職種（技術系職種や資格免許職）では、必要な採用者数の確保が困難な状況となっている。 新型コロナウイルス感染症への対策や大規模な自然災害など、行政を取り巻く環境が大きく変化しており、行政課題が複雑・高度化している。						
取組内容	複雑・高度化する行政課題や県民ニーズに対応するため、新たな採用手法の導入や採用職種の見直しといった試験制度の改正等も視野に入れ、人事委員会と連携しながら、積極的な職員採用に取り組む。						
目標	複雑・高度化する行政課題に対応するため、多様で有為な人材を必要数確保する。						
取組工程	・ 大学等での採用説明会や職員採用セミナー等による広報・啓発活動の実施 ・ 効果的な採用試験情報等の発信方法の検討・実施 ・ 採用試験合格者の辞退防止の取組の実施 ・ 社会情勢に即した試験制度の検証及び必要に応じた見直し						
	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度		
	大学等での採用説明会や職員採用セミナー等による広報・啓発活動の実施		大学等での採用説明会や職員採用セミナー等による広報・啓発活動の実施		大学等での採用説明会や職員採用セミナー等による広報・啓発活動の実施		
	前年度の取組を踏まえた採用試験情報等の発信方法の検討・実施		前年度の取組を踏まえた採用試験情報等の発信方法の検討・実施		前年度の取組を踏まえた採用試験情報等の発信方法の検討・実施		
	前年度の結果を踏まえた辞退防止の取組の検討・実施		前年度の結果を踏まえた辞退防止の取組の検討・実施		前年度の結果を踏まえた辞退防止の取組の検討・実施		
	前年度の結果を踏まえた試験制度の検証・見直し		前年度の結果を踏まえた試験制度の検証・見直し		前年度の結果を踏まえた試験制度の検証・見直し		
効果	・ 意欲のある有望な人材の確保により、行政サービスが向上する。						

整理番号	5	実施部局	総務部	主務課	人事課	関係課	
項目名	柱 1	未来につながる行財政経営への変革					
	(1)	柔軟で機動的な行政経営へ					
	②	効果的な人材育成に向けた取組の推進					
	ア	研修の充実・強化					
現状・課題	在職期間が10年未満の職員を対象とした「若手職員育成研修」、主査級以上の職員を対象とした「職務別研修」、職員自らが希望する課程を選択して参加する「パワーアップ研修」、県政が直面している重要な課題等に関する理解を深めることを目的とした「特別研修」等を実施している。 研修科目の見直しや充実等により、県職員として必要不可欠な基礎的な知識の習得や、職位に応じて発揮することが求められる能力の開発や向上、職員の意識改革等を図ることが、引き続き重要である。						
取組内容	若手職員育成研修、職務別研修等、各種研修の充実・強化に取り組む。						
目標	職員研修においては、 ・職務を遂行する上で必要とされる能力の向上 ・担当業務の遂行に必要な専門的知識や技能の習得 ・働き方改革の推進に資する人材の育成 ・コンプライアンス意識の向上 ・危機管理能力の向上 に重点を置き、研修内容の充実・強化を図る。 また、効果的な研修となるよう、毎年度、研修事業の評価や効果測定を実施し、絶えず研修体系と内容を見直す。						
取組工程	・職員能力開発センター等での研修の実施 ・前年度の研修事業の評価や効果測定を踏まえた研修内容の改善等						
	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度		
	研修の実施		研修の実施		研修の実施		
	評価・効果測定		評価・効果測定		評価・効果測定		
	次年度に向けた見直し		次年度に向けた見直し		次年度に向けた見直し		
効果	・様々な行政課題に的確に対応できる人材の育成が図られる。						

整理番号	6	実施部局	総務部	主務課	人事課	関係課	
項目名	柱 1	未来につながる行財政経営への変革					
	(1)	柔軟で機動的な行政経営へ					
	②	効果的な人材育成に向けた取組の推進					
	イ	若手職員育成のためのメンター制度の導入					
現状・課題	新規採用職員に対しては、県職員能力開発センターにおける研修を実施するほか、各職場において、班長等の育成指導者が、職員の能力や個性に合わせて個別具体的な指導や助言を行うなどのOJTにより、育成や支援を行っている。 若手職員の割合が増加する一方で、若手職員に助言、指導する立場の職員は減少しており、若手職員の職場への適応や育成のための取組をこれまで以上に強化していく必要がある。						
取組内容	新規採用職員と年齢の近い先輩職員が、新規採用職員からの相談相手となり、助言や支援等を行うメンター制度を導入する。						
目標	若手職員の職場への適応の促進や育成をこれまで以上に強化するため、メンター制度を導入する。						
取組工程	・ 総務部内におけるメンター制度の試行と、全庁での導入に向けた制度の見直し ・ 全庁でのメンター制度の導入 ・ メンター制度の適正な運用						
	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度		
	総務部における試行・制度の見直し						
	全庁での導入		制度の実施		制度の実施		
	相談窓口の設置、相談受付・対応		相談受付・対応		相談受付・対応		
	メンター研修		メンター研修		メンター研修		
効果	次年度に向けた見直し		次年度に向けた見直し		次年度に向けた見直し		
	・ 若手職員の職場への円滑な適応や、能力開発が図られる。						

整理番号	7	実施部局	総務部	主務課	人事課	関係課	
項目名	柱 1	未来につながる行財政経営への変革					
	(1)	柔軟で機動的な行政経営へ					
	②	効果的な人材育成に向けた取組の推進					
	ウ	他団体との人事交流					
現状・課題	民間企業、国の省庁など他団体との人事交流を実施している。 研修先の開拓等により、今後も積極的に交流を進めていく必要がある。 【現状】R3年度：23名（民間企業等3名、国省庁20名）						
取組内容	様々な行政課題に的確に対応できる人材の育成を図るため、民間企業、国の省庁など他団体との人事交流を実施する。						
目標	職員数等の状況に応じて、できる限り人事交流を増やす。						
取組工程	・ 民間企業、国の省庁などとの人事交流の実施 ・ 効果を検証し、交流先の見直しや開拓を実施						
	R 4 年度			R 5 年度		R 6 年度	
	人事交流の実施			人事交流の実施		人事交流の実施	
	交流先の見直しや開拓			交流先の見直しや開拓		交流先の見直しや開拓	
効果	・ 様々な行政課題に的確に対応できる人材の育成が図られる。						

整理番号	8	実施部局	総務部	主務課	総務課・人事課	関係課	
項目名	柱 1	未来につながる行財政経営への変革					
	(1)	柔軟で機動的な行政経営へ					
	②	効果的な人材育成に向けた取組の推進					
	エ	民間人材の活用					
現状・課題	専門的な知識や経験が必要な分野については、スペシャリスト育成を念頭に置いた人事配置や民間企業での研修等を通じて人材の育成に努めているが、様々な行政課題に対応していくため、民間人材の活用については引き続き検討を進めていく必要がある。						
取組内容	複雑・多様化する行政課題に対応するため、民間人材の積極的な活用に取り組む。						
目標	県行政に必要な民間人材を確保し、効果的に活用する。						
取組工程	・ 社会人採用選考考査の実施及び行政ニーズ等に応じた見直し ・ 専門的な知識や経験を要する分野における任期付職員の採用 ・ 多様な形態による副業人材や専門人材の活用						
	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度		
	社会人採用選考考査の実施及び見直し		社会人採用選考考査の実施及び見直し		社会人採用選考考査の実施及び見直し		
	専門的な分野における任期付職員の採用		専門的な分野における任期付職員の採用		専門的な分野における任期付職員の採用		
	副業人材や専門人材の活用		副業人材や専門人材の活用		副業人材や専門人材の活用		
効果	・ 民間人材の知見を活かすことで、様々な行政課題へのより柔軟な対応が可能となる。 ・ 民間人材と県職員との協働により、庁内の働き方の改善や職員のスキル向上が見込まれる。						

整理番号	9	実施部局	総務部	主務課	総務課	関係課	
項目名	柱 1	未来につながる行財政経営への変革					
	(1)	柔軟で機動的な行政経営へ					
	③	ボトムアップ型の政策提案の実施					
	ア	職員提案制度の効果的な運用					
現状・課題	現行制度では、県庁内ホームページの電子会議室を活用し、意見交換や業務効率化のアイデア共有を行うなど、日常的な業務改善が中心であり、具体的な事業提案などの政策提案につながりにくい。また、改善提案に対するインセンティブが少なく、新しい提案が生まれにくい。						
取組内容	業務改善だけでなく、県政上の課題解決や職員の能力向上につながるよう、職員提案制度を改善・運用する。						
目標	各部局の課題解決に資する事業提案や職員の自由な提案が出され、採択された件数。 【現状】令和3年度：0件（事業提案なし） 【目標】令和6年度：6件（延べ件数）						
取組工程	・ 提案制度の改善・周知・募集 ・ 検討事業の選定 ・ 所管課による事業化の検討・推進 ・ 3年後をめどに制度の継続・改正について検討						
	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度		
	提案制度の改善・周知・募集 検討事業の選定 → 所管課による事業化の検討		提案制度の改善・周知・募集 検討事業の選定 → 所管課による事業化の検討		提案制度の改善・周知・募集 検討事業の選定 → 所管課による事業化の検討 → 提案制度の継続・改正について検討		
効果	・ 各部局の課題解決に資する新しい視点の取り入れや、新たな施策の創設などにつながる制度に改善することで、複雑・多様化する行政課題に対応できる。 ・ 職員が個々の能力や意欲を最大限に発揮し、活躍する場を提供することで、優秀な職員の確保や育成が実現する。						

整理番号	10	実施部局	総務部	主務課	総務課	関係課	
項目名	柱 1	未来につながる行財政経営への変革					
	(1)	柔軟で機動的な行政経営へ					
	③	ボトムアップ型の政策提案の実施					
	イ	業務改善を目的としたPTの設置					
現状・課題	複雑・多様化する行政課題や県民ニーズに対応するためには、意欲ある優秀な人材の育成が必要である。そのため、個々の能力や意欲を最大限に発揮し、活躍できる仕組みを整備する必要がある。						
取組内容	入庁5年目職員、子育て中の職員、各部局調整担当など、属性によるプロジェクトチームを立ち上げ、職員の働きやすさや業務改善等を目的として議論を行い、属性ならではの発想による、働き方・仕事の進め方の改革について提案をする。						
目標	職員が個々の能力や意欲を最大限に発揮し、活躍できる体制・仕組みを整備する。						
取組工程	・属性プロジェクトチームの設置（各年度1～2つ） ・属性プロジェクトチームによる検討（課題整理、民間企業等の事例研究、提案事項及び実現の可能性の検討） ・行政改革推進チームリーダー会議におけるプレゼンテーション及び決定 ・所管課による事業化の検討・推進						
	R 4 年度			R 5 年度		R 6 年度	
	PT設置 行革推進チームリーダー会議 行革推進チームリーダー会議 行革本部会議 PTによる検討 所管課による事業化の検討 所管課による推進 PT設置 行革推進チームリーダー会議 PTによる検討 所管課による事業化の検討						
効果	・より効率的で、働きやすい職場環境が確立するとともに、複雑・多様化する行政課題に的確に対応できる課題対応能力を有する人材を育成する。						

整理番号	11	実施部局	総務部	主務課	総務課	関係課	全所属 (地方公営企業を除く)
項目名	柱 1	未来につながる行財政経営への変革					
	(1)	柔軟で機動的な行政経営へ					
	④	内部統制の推進					
	ア	内部統制体制の整備・運用					
現状・課題	令和2年4月1日に施行された改正地方自治法により、知事は内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備して運用に取り組むとともに、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成して、監査委員の意見とともに議会に提出し、公表することとされた。 県では、「千葉県内部統制基本方針」を令和2年3月に策定（令和3年6月改定）し、知事部局のほか、知事の権限が及ぶ範囲内で、他の執行機関（議会事務局や各行政委員会など）も対象として、取組を進めている。 具体的には、内部統制推進部局のもと、各所属が財務に関する事務の全てについて内部統制3様式（作業一覧表、業務全体フロー図、リスク評価シート）を作成し、内部統制の自己点検・自己評価等、運用を行っている。また、内部統制評価部局において、監察、各所属の自己評価に対する独立的評価及び内部統制評価報告書の作成を行っている。 内部統制の適切な実施に向け、引き続き、①内部統制の取組の定着、②リスク対応策の強化、③モニタリングの充実、④業務の効率化のための取組、を進める必要がある。						
取組内容	「千葉県内部統制基本方針」に基づき、内部統制推進部局（行政改革推進課スマート県庁推進班）と内部統制評価部局（行政改革推進課リスクマネジメント推進室）を設置して、全職員により内部統制体制の整備及び適正な運用に取り組むとともに、内部統制の有効性について評価を行う。						
目標	重大な不備（本県に大きな経済的・社会的な不利益を生じさせるもの）の発生を防止する。 ※ 令和2年度内部統制評価報告書における重大な不備 1件						
取組工程	・ 内部統制の整備・運用及び不備が生じた際の適時・適切な改善・是正 ・ 評価の実施及び内部統制評価報告書の作成						
	R 4 年度			R 5 年度		R 6 年度	
	R 4 内部統制の整備・運用、 不備の改善・是正			R 5 内部統制の整備・運用、 不備の改善・是正		R 6 内部統制の整備・運用、 不備の改善・是正	
	R 3 評価 → R 4 評価			R 5 評価		R 6 評価	
効果	・ 内部統制体制の整備・運用により、事務ミスの防止、問題の早期発見及び必要な改善是正等、適切な対応が図られるとともに、業務の効率化が図られる。						

整理番号	12	実施部局	総務部	主務課	財政課	関係課	
項目名	柱 1	未来につながる行財政経営への変革					
	(2)	持続可能な財政構造の確立					
	①	中長期的に安定的な財政運営					
	ア	建設地方債の効果的な活用と健全化判断比率に留意した財政運営					
現状・課題	建設地方債残高については、過去に発行した地方債の償還により減少が続いている。 今後は、県有施設の老朽化対策や多発する自然災害に対する防災・減災対策、本県の将来の発展に資する社会資本整備などを着実に進めるための財源として、建設地方債を活用していく必要がある。						
取組内容	建設地方債を効果的に活用し、県民生活を支える防災・減災対策、地域経済の活性化に向けた社会資本整備、維持管理コストの軽減につながる県有施設の長寿命化などを着実に進め、千葉県を持続的に発展させることで、税収の増加につなげ県民の将来負担の軽減を目指す。						
目標	・ 県の将来の発展に向けた建設地方債の効果的な活用 ・ 令和2年度決算における健全化判断比率の水準の維持 【現状】 R2年度：将来負担比率 135.6%、実質公債費比率 8.6% 【目標】 R6年度：R2年度水準の維持						
取組工程	・ 予算編成過程における事業の精査						
	R 4 年度			R 5 年度		R 6 年度	
	予算編成過程における事業の精査			予算編成過程における事業の精査		予算編成過程における事業の精査	
効果	・ 将来を見据えた適切な投資を行うことで県の持続的な発展を実現する						

整理番号	13	実施部局	総務部	主務課	財政課	関係課	
項目名	柱 1	未来につながる行財政経営への変革					
	(2)	持続可能な財政構造の確立					
	①	中長期的に安定的な財政運営					
	イ	県有施設長寿命化等推進基金をはじめとした基金の更なる確保・活用					
現状・課題	これまでの財政健全化計画における取組により、一定規模の基金残高を確保することができたが、激甚化する自然災害や感染症の拡大による財政需要の増加、経済状況の変化による歳入の減少などの懸念がある。 また、今後多額の財政負担が予想される県有施設の老朽化対策にも備える必要がある。						
取組内容	県有施設の老朽化対策に係る後年度の財政負担に備えるため、財政状況を勘案しつつ県有施設長寿命化等推進基金の更なる積立に取り組むとともに、同基金を効果的に活用して県有施設の長寿命化を推進する。 また、財政調整基金については、歳入の確保や予算編成過程における事業の精査、予算執行段階での経費の節減等により取崩額の縮小に努める。						
目標	・ 県有施設長寿命化等推進基金の更なる積立と県有施設の長寿命化を促進するための基金の活用 ・ 財政調整基金の取崩額の縮小						
取組工程	・ 予算編成時における基金の確保・活用の検討						
	R 4 年度			R 5 年度		R 6 年度	
	予算編成時における基金の確保・活用の検討			予算編成時における基金の確保・活用の検討		予算編成時における基金の確保・活用の検討	
効果	・ 基金の更なる確保・活用により、機動的な財政運営が可能となる						

整理番号	14	実施部局	総務部	主務課	財政課	関係課	
項目名	柱 1	未来につながる行財政経営への変革					
	(2)	持続可能な財政構造の確立					
	①	中長期的に安定的な財政運営					
	ウ	地方財政制度の改善に向けた国への働きかけ					
現状・課題	地方が安定的な財政運営を行うためには、地方が独自に実施する行財政改革に加え、国が定める地方財政計画における一般財源総額の確保や国庫補助負担金制度の見直しなどにより、地方税財源の充実強化を図る必要がある。						
取組内容	地方財政計画における地方税や地方交付税などの一般財源総額の確保、地方交付税の法定率の引上げなど臨時財政対策債の廃止を含めた抜本的な見直し、国庫補助負担金における県の超過負担の解消などについて、県単独での要望や全国知事会での要望など、あらゆる機会を通じて国に働きかける。						
目標	県単独での要望や知事会を通じた要望など、あらゆる機会を活用した要望活動を行うことで、地方税財源の充実強化を図る						
取組工程	・ 県単独での要望 ・ 全国知事会、関東地方知事会、九都県市首脳会議など、地方団体を通じた要望						
	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度		
	あらゆる機会を通じた国への要望		あらゆる機会を通じた国への要望		あらゆる機会を通じた国への要望		
効果	・ 地方税財政制度の改正による自立的で安定的な財政構造への転換						

整理番号	15	実施部局	総務部	主務課	税務課	関係課	市町村課
項目名	柱 1	未来につながる行財政経営への変革					
	(2)	持続可能な財政構造の確立					
	②	県税収入等の財源確保					
	ア	徴収対策の強化等による県税収入の確保					
現状・課題	県税の収入未済額は、ピークの360億円（平成21年度）から、令和2年度は181億円（新型コロナウイルス感染症等による徴収猶予の特例を除くと126億円）と大幅に縮減したものの、県税徴収率は全国最低レベルに留まっている。 特に収入未済額の約8割を占める個人県民税の徴収率は全国最下位であり、県内54市町村中49市町村が全国平均を下回る状況であるため、個人県民税を中心に徴収率の向上を図る必要がある。 また、調定額に占める滞納繰越分の割合が全国平均より高いことから、差押財産の換価を促進するとともに、納税者の納税能力を的確に見極めた上で、滞納処分の執行停止等を促進していく必要がある。 なお、法人県民税の超過課税は、平成29～令和2年度までの4年間で134億円の収入を確保したが、都市基盤整備・砂防及び医療・福祉施設の整備等の一層の推進に要する費用に充てるため、継続が必要である。						
取組内容	現年課税分の年度内徴収の徹底と滞納繰越分の早期完結に向けて県税の徴収対策を一層強化し、県税収入を確保するとともに、法人県民税の超過課税を継続する。						
目標	○徴収率 ・県税全体 【現状】 R2年度末：97.7% 【目標】 R6年度末：98.8% ・個人県民税 【現状】 R2年度末：95.6% 【目標】 R6年度末：96.9% ・自動車税（種別割）【現状】 R2年度末：98.8% 【目標】 R6年度末：99.5% ○超過課税（法人県民税法人税割） 【現状】 R2年度：28億円 【目標】 R4～6年度：105億円						
取組工程	○納期内納付率の向上 ・納税啓発・広報の強化（納期内納付の向上に向けた広報等の推進） ・個人住民税の特別徴収の徹底（地方税電子申告システムの利用促進、県内統一的な広報活動の実施等） ・納付手続の多様化、キャッシュレス納付の推進 ・eLTAXの利用促進 ○市町村支援の強化 ・個人県民税の直接徴収の強化（徴収体制の強化・対象拡充） ・市町村の徴収技術の向上（研修生の受入れ等）、徴収に係る連携強化（共同催告・徴収、合同捜索・公売等） ○財産調査の早期着手と差押処分の徹底 ・現年課税分の年度内徴収の徹底（速やかな財産調査、差押処分を中心に年度内の完結を図る。） ・滞納繰越分の早期完結に向けた徴収対策の徹底（累積滞納事案について、現地調査等を含む徹底した財産調査に基づき、滞納処分継続又は処分停止の見極めを促進し事案の完結を図る。） ○法人県民税の超過課税の継続						
	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度		
	○納期内納付率の向上						
	・納期内納付率等の向上に向けた広報等の検討		特徴率、納期内納付率の向上に向けた広報等の実施				
	○市町村支援の強化						
	・個人県民税の徴収対策の推進 直接徴収、市町村研修生受入れ、徴収体制の支援（共同滞納整理、短期派遣等）						
○財産調査の早期着手と差押処分の徹底							
・現年課税分の年度内徴収の徹底 ・滞納繰越分の早期完結に向けた徴収対策の徹底							
○法人県民税の超過課税の継続							
効果	・多様な県民サービスを提供するための財源確保						

整理番号	16	実施部局	総務部	主務課	財政課	関係課	資産経営課・出納局
項目名	柱 1	未来につながる行財政経営への変革					
	(2)	持続可能な財政構造の確立					
	②	県税収入等の財源確保					
	イ	自主財源の確保					
現状・課題	多様な県民ニーズに対応した施策を安定的に実施するため、県税収入の確保に加え、様々な手法により自主財源を確保していかなければならない。						
取組内容	未利用県有地等の売却や県有資産を活用した収入確保、効率的な資金運用、使用料・手数料の見直しに取り組み、自主財源を確保する。						
目標	3年間で18億円の歳入を確保する 【現状】 R2年度：5.9億円 【目標】 R4年度：6億円、R5年度：6億円、R6年度：6億円						
取組工程	・ 未利用県有地等の処分 ・ 県有資産を活用した収入確保（庁舎等への自動販売機の公募設置、印刷物等への広告掲載等） ・ 効率的な資金運用 ・ 使用料・手数料の見直し						
	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度		
	財源確保に向けた年間を通じた取組		財源確保に向けた年間を通じた取組		財源確保に向けた年間を通じた取組		
効果	・ 多様な県民サービスを提供するための財源確保						

整理番号	17	実施部局	総務部	主務課	税務課	関係課	財政課
項目名	柱 1	未来につながる行財政経営への変革					
	(2)	持続可能な財政構造の確立					
	②	県税収入等の財源確保					
	ウ	寄附金収入の確保					
現状・課題	全国の自治体の寄附受入額が年々増加する中、本県では寄附受入額が全国的に低い水準となっており、寄附の受入れ態勢の強化が必要である。						
取組内容	寄附金収入の確保に向け、本県の魅力や施策に対する共感を育むとともに、寄附に係る税制の周知、寄附手続きのデジタル化による利便性向上、使途選択制の導入をはじめとした寄附環境の整備、受入れた寄附金の活用状況の公表など、寄附の裾野の拡大に取り組む。						
目標	【現状】R2年度：0.1億円／年 【目標】R6年度：1億円／年						
取組工程	○積極的な広報周知 ・ホームページ等で情報発信 ・寄附金使途の提示 ○寄附手続きの電子化						
	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度		
	積極的な広報周知		積極的な広報周知		積極的な広報周知		
	寄附方法の拡充		寄附方法の拡充		寄附方法の拡充		
	民間ポータルサイトの活用		民間ポータルサイトの活用		民間ポータルサイトの活用		
効果	・ 寄附文化の醸成 ・ 寄附受入れ体制の整備による寄附金収入の拡大 ・ 寄附金受入業務の効率化						

整理番号	18	実施部局	総務部	主務課	財政課	関係課	
項目名	柱 1	未来につながる行財政経営への変革					
	(2)	持続可能な財政構造の確立					
	③	事務事業の不断の見直し					
	ア	当初予算編成における事務事業の見直し					
現状・課題	厳しい財政状況の中で新たな県民ニーズに対応していくためには、歳入の確保に加え、事務事業の見直しにより財源を確保する必要がある。						
取組内容	当初予算編成過程において、既存の事務事業については、事業そのものの必要性や事業手法の妥当性、費用対効果等を検証し、事業の補助対象や委託内容の見直し、所期の目的を達成した事業の縮小・廃止などを行う。						
目標	3年間で一般財源ベースで33億円の歳出を抑制する 【現状】 R3年度当初：10億円 【目標】 R4年度当初：13億円、R5年度当初：10億円、R6年度当初：10億円						
取組工程	・ 当初予算編成における事務事業の見直し						
	R 4 年度			R 5 年度		R 6 年度	
	当初予算編成における事務事業の見直し			当初予算編成における事務事業の見直し		当初予算編成における事務事業の見直し	
効果	・ 新たな県民ニーズに対応するための財源確保						

整理番号	19	実施部局	総務部	主務課	資産経営課	関係課	
項目名	柱 1	未来につながる行財政経営への変革					
	(2)	持続可能な財政構造の確立					
	④	資産マネジメント					
	ア	公共施設等の総合的・戦略的なマネジメント					
現状・課題	県が保有する橋梁・河川施設等の社会基盤施設や庁舎・学校等の県有建物は、高度経済成長期に集中して整備されており、今後大規模改修や更新のための費用の増加が見込まれていることから、公共施設としての安全・安心が求められる行政サービス水準を確保しながら、財政負担の軽減・平準化や将来的な人口減少等を見据えた施設総量の適正化が必要となる。						
取組内容	社会基盤施設については、個別施設計画等に基づき、老朽化した施設の計画的な予防保全型の維持管理等を実施する。 また、庁舎・学校等の県有建物については、千葉県県有建物長寿命化計画等に基づき、老朽化した施設の計画的な建替・改修や予防保全型の維持管理を進めるとともに、出先機関等の庁舎の集約化や統廃合による建物の総量縮減などに努める。						
目標	○社会基盤施設 ・個別施設計画等に基づき、老朽化した施設の計画的な予防保全型の維持管理等を実施する。 ○県有建物 ・千葉県県有建物長寿命化計画に基づき、整備計画Ⅰ期に位置づけた施設の大規模改修・建替えの整備について、令和4年度に13施設着手する。						
取組工程	○社会基盤施設 ・個別施設計画等に基づく取組の実施 ○県有建物 ・整備計画Ⅰ期に位置づけた施設等に係る長寿命化対策の実施 ・県有建物長寿命化計画の改訂作業（整備計画Ⅱ期の見直し、Ⅲ期の策定等） ・整備計画Ⅱ期に位置づけた施設等に係る長寿命化対策の実施 ・維持管理計画書の作成						
	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度		
	○社会基盤施設						
	個別施設計画等に基づく取組の実施		個別施設計画等に基づく取組の実施		個別施設計画等に基づく取組の実施		
	○県有建物						
	整備計画Ⅰ期に位置づけた施設等に係る長寿命化対策の実施		整備計画Ⅰ期に位置づけた施設等に係る長寿命化対策の実施		整備計画Ⅰ期に位置づけた施設等に係る長寿命化対策の実施		
県有建物長寿命化計画の改訂		整備計画Ⅱ期に位置づけた施設等に係る長寿命化対策の実施		整備計画Ⅱ期に位置づけた施設等に係る長寿命化対策の実施			
維持管理計画書の作成		維持管理計画書の作成		維持管理計画書の作成			
効果	・施設の長寿命化（維持管理・更新等の費用の抑制・平準化） ・施設の安全性の確保						

整理番号	20	実施部局	総務部	主務課	資産経営課	関係課	
項目名	柱 1	未来につながる行財政経営への変革					
	(2)	持続可能な財政構造の確立					
	④	資産マネジメント					
	イ	更なる民間活力の導入					
現状・課題	PPP/PFIについては、北総浄水場排水処理施設整備更新事業（平成21年度事業契約締結）を最後に、導入実績がない状況となっており、「千葉県PPP/PFI手法活用ガイドライン」に基づき、PFI手法の導入検討を行っているものの、案件形成にはいたっていない。 また、千葉県広告事業実施要綱を定め、様々な広告媒体による財源確保に取り組んでいるが、新たな財源確保についても検討する必要がある。						
取組内容	「千葉県PPP/PFI手法活用ガイドライン」に基づき、Park-PFIを含めたPPP/PFI手法の導入案件の形成を目指すなど、公共施設を活用した更なる民間活力の導入に向けた取り組みを行う。 また、新たな財源確保の取組みとして、県有施設へのネーミングライツの導入検討を行う。						
目標	・ PPP/PFIについては、「千葉県PPP/PFI手法活用ガイドライン」に基づき、個別案件ごとに予備検討を実施し、Park-PFIを含めたPPP/PFI手法の導入案件の形成を目指す。 ・ ネーミングライツについては、現状は未導入であるが導入可能施設の洗い出しなどを行い、導入案件の形成を目指す。						
取組工程	○PPP/PFI ・ 「千葉県PPP/PFI手法活用ガイドライン」に基づくPPP/PFIの導入検討の実施及び導入案件の形成 ○ネーミングライツ ・ 導入検討の実施						
	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度		
	○PPP/PFI（Park-PFIを含む） 導入検討及び導入案件の形成		導入検討及び導入案件の形成		導入検討及び導入案件の形成		
	○ネーミングライツ 導入検討		導入検討		導入検討		
効果	・ PPP/PFI事業では低廉かつ良質な公共サービスの提供や財政支出の平準化等を図ることができる。 ・ ネーミングライツの導入によって対象となる施設等の維持管理及び運営等に資する安定的な財源確保が図られ、県民サービスの質の向上につながる。						

整理番号	21	実施部局	総務部	主務課	総務課	関係課	各債権管理所属
項目名	柱 1	未来につながる行財政経営への変革					
	(2)	持続可能な財政構造の確立					
	⑤	債権管理の適正化					
	ア	税外債権の管理徹底や債権回収の強化・効率化					
現状・課題	税外債権については、「債権管理適正化の手引（平成20年11月策定）」及び「徴収困難な債権に関する基本的な考え方について（平成28年度総務部長通知）」により、適正化に向けた取組を進めており、引き続き管理の徹底や債権回収の強化・効率化を図っていく必要がある。						
取組内容	各債権管理所属の担当者が、地方自治法、地方自治法施行令等の債権管理に係る法令の内容への理解を深め、より適切な債権管理を行えるように取り組む。 また、徴収困難な債権に関しては、サービサーや弁護士に債権回収業務を外部委託することなどによって債権回収の強化を図る。 さらに、債権回収や債権放棄に関して条例で定めている都道府県もあることから、効率的な債権管理を行っていくために、条例制定の可能性についての調査や研究を行う。						
目標	・ 各債権管理所属の担当者が、債権管理に関する法令への理解を深め、より適切な管理を行えるようにする。 ・ 「債権回収業務の外部委託」を推進する。 ・ 債権管理条例の制定について、他の都道府県の状況等を参考にしながら検討する。						
取組工程	・ 研修の実施により、各債権管理所属の担当者の債権管理に対する知識の向上を図る。 ・ 「債権回収業務の外部委託」の効果の検証及び外部委託を推進する。 ・ 債権管理条例の制定について、論点を整理するなどして、具体的に検討する。						
	R 4 年度			R 5 年度		R 6 年度	
	研修・外部委託の推進			研修・外部委託の推進		研修・外部委託の推進	
	条例制定に係る論点整理等			条例制定に係る検討		条例制定に係る検討	
効果	・ 研修を行うことにより、「担当者の債権管理に係る理解の促進」に繋がり、税外債権の管理や債権回収の強化及び効率化が期待できる。 ・ サービサーや弁護士など「債権回収業務の専門家への外部委託」を推進することにより、徴収困難な債権の回収の促進が図られる。 ・ 条例制定に係る具体的な検討を行うことにより、効率的な債権回収・債権放棄の在り方について整理することができる。						

整理番号	22	実施部局	総務部	主務課	デジタル推進課	関係課	
項目名	柱 2	多様で柔軟な働き方の推進					
	①	多様で柔軟な働き方の実現					
	ア	テレワークの推進					
現状・課題	テレワーク環境の整備により、職員が在宅勤務で職場とほぼ変わらない業務ができるようになったが、テレワークの定着を図るためには、職員の意識改革と、各職場での習熟に取り組むとともに、業務の一層のペーパーレス化を推進する必要がある。						
取組内容	ICTを活用し、時間や場所にとらわれない多様で柔軟な働き方を推進するため、在宅勤務やサテライトオフィス勤務等の環境整備や職場環境の見直し、職員の意識改革に取り組み、全庁的にテレワークを推進する。						
目標	在宅勤務又はサテライトオフィス等勤務の実施者を増やす。 【現状】R2年度：延べ 89,610回 【目標】R6年度：延べ 210,000回						
取組工程	・在宅勤務やサテライトオフィス勤務等の環境整備・職場環境や制度の見直し ・職員の意識改革 ・業務のペーパーレス化の推進						
	R4年度		R5年度		R6年度		
	在宅勤務やサテライトオフィス勤務等の環境整備・職場環境や制度の見直し		在宅勤務やサテライトオフィス勤務等の環境整備・職場環境や制度の見直し		在宅勤務やサテライトオフィス勤務等の環境整備・職場環境や制度の見直し		
	職員の意識改革・業務のペーパーレス化の推進		職員の意識改革・業務のペーパーレス化の推進		職員の意識改革・業務のペーパーレス化の推進		
効果	・育児や介護をはじめとした職員の様々な環境の変化に応じ、柔軟な働き方を選択できることで、多様な人材が意欲を持って十分に能力を発揮できるとともに、多様な働き方のできる職場として人材確保にもつながる。 ・日頃からテレワークを実施しておくことで、災害や感染症の流行時などでも、業務継続性を確保することができ、県庁業務の強靱化が図られる。						

整理番号	23	実施部局	総務部	主務課	デジタル推進課	関係課	
項目名	柱 2	多様で柔軟な働き方の推進					
	①	多様で柔軟な働き方の実現					
	イ	W e b 会議の推進					
現状・課題	導入時から徐々に利用が増えてきているが、W e b 会議の利用について全庁的にはまだ十分に浸透していないと考えられるため、引き続き環境の整備や利用の促進を行う必要がある。						
取組内容	本庁と出先機関、出先機関同士、国・市町村・事業者などとの打合せ・会議を、配付パソコンを利用して、映像と音声により実施できるW e b 会議システムの利用を推進する。						
目標	W e b 会議によるミーティング（会議）の回数 【現状】R 2 年度：9，6 4 3 回／年 【目標】R 6 年度：1 8，0 0 0 回／年						
取組工程	・ W e b 会議の環境整備 ・ 庁内での情報発信など、機会を捉えたW e b 会議の利用促進						
	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度		
	W e b 会議の環境整		W e b 会議の環境整備		W e b 会議の環境整備		
	W e b 会議の利用促進		W e b 会議の利用促進		W e b 会議の利用促進		
効果	・ 場所に捉われずに業務を行うことができ、多様な働き方の推進につながる。 ・ 移動が不要になり、負担の軽減や経費の削減を図ることができるほか、時間の有効活用につながる。 ・ 新型コロナウイルスの感染拡大の状況下においても、感染防止及び業務継続に配慮しながら業務を実施することができる。						

整理番号	24	実施部局	総務部	主務課	人事課	関係課	
項目名	柱 2	多様で柔軟な働き方の推進					
	①	多様で柔軟な働き方の実現					
	ウ	働きやすい勤務時間制度の推進					
現状・課題	①総労働時間の短縮 ・総労働時間の短縮に関する指針に基づく取組を実施しているが、災害対応等のため長時間の時間外勤務を行っている職員がいる。 ②勤務時間制度 ・時差出勤制度 朝型Ⅰ勤務(7:30～16:15)からⅢ勤務(9:30～18:15)まで6つの勤務区分を設定している。 ・柔軟な勤務時間制度の導入については、窓口業務等県民サービスへの影響、勤怠管理の複雑化、円滑な業務運営に支障が生じる可能性等を考慮する必要がある。						
取組内容	総労働時間の短縮や柔軟な勤務時間制度の推進を図る。						
目標	総労働時間の短縮や柔軟な勤務時間制度の推進により、職員の多様で柔軟な働き方を実現する。						
取組工程	・他団体における取組・制度の調査 ・取組の検討・実施・見直し ・勤怠管理方法の検討 ・制度検討（・適正な運用）						
		R 4 年度	R 5 年度		R 6 年度		
	①	他団体における取組・制度の調査 取組の検討・実施・見直し	前年度の結果を踏まえた 取組の検討・実施・見直し		前年度の結果を踏まえた 取組の検討・実施・見直し		
	②	他団体における取組・制度の調査 勤怠管理方法の検討 制度検討（・適正な運用）	勤怠管理方法の検討 制度検討（・適正な運用）		勤怠管理方法の検討 制度検討（・適正な運用）		
			制度検討（・適正な運用）		制度検討（・適正な運用）		
効果	・総労働時間の短縮、職員の事情等に合わせた勤務時間による業務効率の向上及び健康の保持増進、ワークライフバランスの推進などの効果が見込める。						

整理番号	25	実施部局	総務部	主務課	人事課	関係課	
項目名	柱 2	多様で柔軟な働き方の推進					
	②	多様な人材の活躍に向けた制度の確立					
	ア	女性職員の更なる活躍の推進					
現状・課題	①女性職員の登用 管理職に占める女性の割合は依然として低く、政策決定過程への女性の参画をより一層進めることが重要である。 また、将来、管理職への登用を進めていく上でも、副課長・主幹級、班長・副主幹級の各役職段階における人材を、引き続き確保する必要がある。 ②ワーク・ライフ・バランス 男性職員の育児休業取得率や連続休暇取得率は増加しているものの、目標は達成できておらず、両立支援制度の周知や、制度を利用しやすい職場環境づくりが重要である。						
取組内容	女性活躍推進法に基づく県の特定事業主行動計画である「第 2 期 千葉県女性職員活躍推進プラン（令和 3 年 4 月策定）」に基づき、女性活躍の観点から、女性職員の採用、登用、職域拡大や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組を一層進める。						
目標	「第 2 期 千葉県女性職員活躍推進プラン（計画期間：令和 3 ～ 6 年度）」における目標 【現状】 ※①②令和 3 年 4 月 2 7 日時点 ③④令和 2 年度実績 ※いずれも教育庁・県警を除く ① 管理職（本庁課長級以上）に占める女性割合 1 0 . 8 % ② 役付職員（係長・主査級以上）に占める女性割合 2 7 . 4 % ③ 男性職員の育児休業取得率 2 7 . 6 % ④ 子の出生前後 8 週の期間における男性職員の連続休暇取得率 7 5 . 7 % 【目標】 ① 管理職（本庁課長級以上）に占める女性割合 1 5 % ② 役付職員（係長・主査級以上）に占める女性割合 3 0 % ③ 男性職員の育児休業取得率 5 0 %（中長期的） ④ 子の出生前後 8 週の期間における男性職員の連続休暇取得率 8 0 %						
取組工程	・ 女性職員の登用推進 ・ 両立支援制度の積極的な周知と利用促進 ・ 次期プラン策定に向けた検討						
	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度		
	女性職員の登用推進		女性職員の登用推進		女性職員の登用推進		
	両立支援制度の積極的な周知と利用促進		両立支援制度の積極的な周知と利用促進		両立支援制度の積極的な周知と利用促進		
効果	前年度の結果を踏まえた 取組の検討		前年度の結果を踏まえた 取組の検討		前年度の結果を踏まえた 取組の検討		
					次期プラン策定に向けた検討		

整理番号	26	実施部局	総務部	主務課	人事課	関係課	
項目名	柱 2	多様で柔軟な働き方の推進					
	②	多様な人材の活躍に向けた制度の確立					
	イ	再任用職員の活躍推進					
現状・課題	複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、再任用職員の能力や経験を最大限活用するとともに、若手職員にその知識、技術などを継承していくことが求められる。 地方公務員法改正に伴い、定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用ができるよう現行の再任用制度と同様の仕組み（暫定再任用制度）が措置されるとともに、60歳以後に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用することができる制度（定年前再任用短時間勤務制）が導入されることから、法改正の趣旨に則り、条例整備等を行い、職員の多様な働き方のニーズに対応する必要がある。						
取組内容	再任用職員の知識、技術、経験の活用を図るとともに、若手職員へのノウハウの継承等を行う。						
目標	再任用職員の能力や経験の活用を図るとともに、若手職員へのノウハウの継承等を行う。 また、暫定再任用制度及び定年前再任用短時間勤務制について、改正地方公務員が令和5年4月に施行されることから、令和4年度中に必要な条例整備等を行うとともに、制度の適正な運用を図り、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応する。						
取組工程	・ 再任用職員の能力や経験の活用等 ・ 暫定再任用制度及び定年前再任用短時間勤務制の導入に向けた条例整備等 ・ 制度の適正な運用						
	R 4 年度			R 5 年度		R 6 年度	
	再任用職員の能力や経験の活用等			再任用職員の能力や経験の活用等		再任用職員の能力や経験の活用等	
	暫定再任用制度及び定年前再任用短時間勤務制の導入に向けた条例整備等			制度の適正な運用		制度の適正な運用	
効果	・ 高齢期の職員がその能力を最大限に発揮し、若手職員も含めた組織全体の活力を担保することにより、公務能率や県民サービスの向上につながる。						

整理番号	27	実施部局	総務部	主務課	人事課	関係課	
項目名	柱 2	多様で柔軟な働き方の推進					
	②	多様な人材の活躍に向けた制度の確立					
	ウ	障害者雇用の促進と活躍の推進					
現状・課題	毎年の法定雇用率を達成するため、障害のある方の積極的・計画的な採用に取り組んでいく必要がある。 併せて、障害のある職員が活躍できるよう、一人ひとりに寄り添った支援を行っていくとともに、障害のある職員が働きやすいよう、職員自身からの要望も十分反映しながら、職場環境の整備を行っていく必要がある。						
取組内容	「障害のある職員の活躍推進プラン」に基づき、職域の開拓の取組を進め、障害者雇用の促進に取り組むとともに、働きやすい職場環境の整備を推進する。						
目標	障害者雇用率 【現状】R3年度：2.94％ 【目標】各年度：法定雇用率以上（R3時点2.6％）						
取組工程	・ 障害者の活躍を推進する体制整備 ・ 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 ・ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理						
	R4年度		R5年度		R6年度		
	障害者の活躍を推進する体制整備		障害者の活躍を推進する体制整備		障害者の活躍を推進する体制整備		
	障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出		障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出		障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
	障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
効果	・ 障害者雇用・環境整備が促進され、障害のある方がより活躍しやすくなる。						

整理番号	28	実施部局	総務部	主務課	人事課	関係課	
項目名	柱 2	多様で柔軟な働き方の推進					
	②	多様な人材の活躍に向けた制度の確立					
	エ	定年引上げを見据えた制度の確立					
現状・課題	高齢期職員の能力及び経験の活用に向け、定年引上げに伴う人事管理や給与制度について検討を進める必要がある。						
取組内容	地方公務員法改正等に伴い、令和5年4月より地方公務員の定年が60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることから、法改正の趣旨に則り、定年引上げに伴う人事管理や給与制度について検討を進めるとともに、条例整備等を行う。						
目標	高齢期の職員の多様な働き方のニーズに対応し、その能力を発揮できるようにするため、令和4年度中に条例整備等を行う。 また、定年引上げに伴い、新たに管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）や定年前再任用短時間勤務制などが導入されることから、法改正の趣旨に則り、制度の適正な運用を図る。						
取組工程	・ 条例整備等 ・ 制度の適正な運用						
	R 4 年度			R 5 年度		R 6 年度	
	条例整備等						
	制度の適正な運用			制度の適正な運用		制度の適正な運用	
効果	・ 高齢期の職員がその能力を最大限に発揮し、若手職員も含めた組織全体の活力を担保することにより、公務能率や県民サービスの向上につながる。						

整理番号	29	実施部局	総務部	主務課	総務ワークステーション	関係課	
項目名	柱 2	多様で柔軟な働き方の推進					
	③	職員の健康管理					
	ア	職員のメンタルヘルス対策の推進					
現状・課題	県では休職者のうち、精神性疾患による休職者数の割合が多いこと、また近年、新型コロナウイルス感染症対策に加えて、鳥インフルエンザ対応等の突発的かつ長期的な業務が発生しており、職員の疲労やストレスの蓄積により身体と心のケアが重要である。						
取組内容	「第3次千葉県職員のメンタルヘルスプラン」に基づいて、各種メンタルヘルス対策を推進するとともに、平成28年度から導入したストレスチェック制度を活用し、メンタルヘルス不調の未然防止に取り組む。						
目標	ストレスチェック総合健康リスク（知事部局） 【現状】R 3 年度： 8 9. 0 【目標】R 6 年度： 8 7. 0 以下						
取組工程	・心の健康レベルに応じた対策の推進 1次予防（疾病の未然防止）：セルフチェックの実施、面談の実施、各種研修の実施 等 2次予防（早期発見）：各種相談窓口の設置、周知 3次予防（復職支援、再発防止）：職場復帰支援事業 ・「第4次千葉県職員のメンタルヘルスプラン」策定作業（前計画の見直し） ・「第4次千葉県職員のメンタルヘルスプラン」施行						
	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度		
	心の健康レベルに応じた対策（1次予防：疾病の未然予防、2次予防：早期発見、3次予防：復職支援、再発防止）の推進		心の健康レベルに応じた対策（1次予防：疾病の未然予防、2次予防：早期発見、3次予防：復職支援、再発防止）の推進		「第4次千葉県職員のメンタルヘルスプラン」策定作業（前計画の見直し） 「第4次千葉県職員のメンタルヘルスプラン」施行		
効果	・生き生きと仕事ができる体制がつくられ、県民サービスの向上に繋がる。						

整理番号	30	実施部局	総務部	主務課	総務ワークステーション	関係課	
項目名	柱 2	多様で柔軟な働き方の推進					
	③	職員の健康管理					
	イ	管理監督者に対するメンタルヘルス研修の実施					
現状・課題	県では休職者のうち、精神性疾患による休職者数の割合が多いこと、また近年、新型コロナウイルス感染症対策に加えて、鳥インフルエンザ対応等の突発的かつ長期的な業務が発生しており、職員の疲労やストレスの蓄積により身体と心のケアが重要である。						
取組内容	「第3次千葉県職員のメンタルヘルスプラン」に基づいて、各種メンタルヘルス対策を推進しており、各所属の管理監督者に対して、心の健康レベル（1次予防：疾病の未然予防、2次予防：早期発見、3次予防：復職支援、再発防止）に応じた研修会を実施する。						
目標	管理監督者研修受講率 【現状】R3年度：72.4％（156.5所属受講（2研修の平均）／216所属） 【目標】R6年度：70％						
取組工程	・ 職場環境改善研修の実施 ・ メンタルヘルス講習会Ⅰの実施 ・ メンタルヘルス講習会Ⅱの実施 ・ 「第4次千葉県職員のメンタルヘルスプラン」策定作業（前計画の見直し） ・ 「第4次千葉県職員のメンタルヘルスプラン」施行						
	R4年度		R5年度		R6年度		
	職場環境改善研修（1次予防）		職場環境改善研修（1次予防）				
	メンタルヘルス講習会Ⅰ（2次予防） メンタル不調への早期発見、対応		メンタルヘルス講習会Ⅰ（2次予防） メンタル不調への早期発見、対応				
	メンタルヘルス講習会Ⅱ（3次予防） 復職支援の実施		メンタルヘルス講習会Ⅱ（3次予防） 復職支援の実施				
			「第4次千葉県職員のメンタルヘルスプラン」策定作業（前計画の見直し）		「第4次千葉県職員のメンタルヘルスプラン」施行		
効果	・ 管理監督者が職場におけるメンタルヘルス対策の重要性を認識し、メンタルヘルス不調者への気づきとその特性についての知見を深めることにより、メンタルヘルス不調に早期に対応でき、不調の長期化・重症化を防ぐことが期待される。						

整理番号	31	実施部局	総務部	主務課	人事課	関係課	
項目名	柱 2	多様で柔軟な働き方の推進					
	③	職員の健康管理					
	ウ	ハラスメント対策の推進					
現状・課題	「職場におけるセクシュアルハラスメント防止に関する要綱」、「職場におけるパワーハラスメント防止に関する要綱」、「職場における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント防止に関する要綱」を制定し、職場におけるハラスメントの防止に取り組んでいる。 しかしながら、ハラスメントに関する相談件数は一定数存在している。						
取組内容	職場におけるハラスメントの防止及び排除に努め、職員一人ひとりがその能力を十分発揮できるような職場環境づくりを目指す。						
目標	ハラスメントのない職場環境づくり						
取組工程	・ 新任管理職研修や新規採用職員研修をはじめとする各階層別研修における講義等、ハラスメント防止に向けた職員向け研修の実施 ・ 庁内ホームページ等による職員向け周知・啓発の実施 ・ 相談窓口における相談対応の実施						
	R 4 年度			R 5 年度		R 6 年度	
	研修、周知・啓発 相談窓口における相談対応			研修、周知・啓発 相談窓口における相談対応		研修、周知・啓発 相談窓口における相談対応	
効果	・ 職員の意識醸成が図られることにより、ハラスメントのない職場環境が構築される。						

整理番号	32	実施部局	総務部	主務課	デジタル推進課	関係課	政策法務課・出納局
項目名	柱3	スマート県庁への転換による新たな行政スタイルの確立					
	①	デジタル技術の活用等による業務効率化					
	ア	ペーパーレス化やB P R の推進					
現状・課題	既存の機器・設備を活用することによりペーパーレス化できる業務はあるものの、過去の資料が紙で保存されていること、申請や届出が紙ベースで提出されていること、電子決裁機能が付いていないシステムがあることなどから、紙で行わざるを得ない業務が依然として存在している。						
取組内容	ペーパーレス化はデジタル技術活用の前提であることから、紙中心の業務スタイルから脱却し、原則ペーパーレスにより業務を行う。 また、業務効率化のためのデジタル技術の導入にあたって、既存のフローを見直して再設計してから適用することを徹底するため、研修の実施などによりB P R 手法の職員への周知を図る。						
目標	幹部レクや各種本部会議等のペーパーレス化の徹底						
取組工程	・ ペーパーレス化実現に向けた財務情報システム等の改修や具体的な手順周知・徹底 ・ 内部事務のプロセスの見直しや行政手続のオンライン化の推進 ・ 研修の実施などによるB P R 手法の職員への周知・取組促進 ・ 配付P C 更新と合わせた外付けモニターの配置						
	R 4 年度			R 5 年度		R 6 年度	
	ペーパーレス化実現に向けたシステム改修・手順周知・徹底			ペーパーレス化実現に向けたシステム改修・手順周知・徹底		ペーパーレス化実現に向けたシステム改修・手順周知・徹底	
	内部事務のプロセスの見直しや行政手続のオンライン化推進			内部事務のプロセスの見直しや行政手続のオンライン化推進		内部事務のプロセスの見直しや行政手続のオンライン化推進	
	BPR手法の職員への周知等			BPR手法の職員への周知等		BPR手法の職員への周知等	
	配付PC更新と合わせた外付けモニターの配置			配付PC更新と合わせた外付けモニターの配置		配付PC更新と合わせた外付けモニターの配置	
効果	・ 紙資料に係る時間や手間、コスト等が削減され、職員が本来行うべき業務に注力できる ・ デジタル技術の導入・活用がスムーズに行える ・ 場所に捉われずに業務を行うことができ、柔軟な働き方が実現できる						

整理番号	33	実施部局	総務部	主務課	デジタル推進課	関係課	情報システム課
項目名	柱3	スマート県庁への転換による新たな行政スタイルの確立					
	①	デジタル技術の活用等による業務効率化					
	イ	I C Tツールの活用による業務効率化					
現状・課題	県では現在、定型業務を自動化するR P Aや、県民からの問合せにA Iが会話形式のテキストで自動応答するチャットボットについて、導入効果が高いと見込まれる業務に対し導入及び運用を行っているほか、手書き文字を読み取りテキストデータに変換するA I－O C Rや、職員が簡単な操作で業務効率化ができるローコード開発ツールについて、試験導入を進めている。 各種ツールについては導入初期段階であるため、導入効果等を検証しつつ、有用なツールについては導入業務の拡大を図り、運用・活用を進めていくことが求められる。						
取組内容	限られた人的資源で、生産性の向上・県民サービス向上を図るため、A I・I C T技術の利活用について、検討・実証を行い、導入業務を拡大するとともに、活用促進に取り組む。						
目標	I C Tツール（全庁的に導入しているものを除く）を活用している業務数 【現状】R3年度時点： R P Aなど4ツールについて21業務で活用 【目標】R6年度時点： 拡大						
取組工程	・I C Tツールの導入の検討・実証 ・I C Tツールの運用や導入事例の紹介、類似業務への横展開等による活用促進						
	R4年度		R5年度		R6年度		
	I C Tツールの導入の検討・実証		I C Tツールの導入の検討・実証		I C Tツールの導入の検討・実証		
	I C Tツールの運用・活用促進		I C Tツールの運用・活用促進		I C Tツールの運用・活用促進		
効果	・業務に有用なツールを導入することで職員の負担軽減及び生産性の向上につながる。 ・各種ツールを活用し、業務の効率化を図ることで、県民サービスの向上につながる。						

整理番号	34	実施部局	総務部	主務課	デジタル戦略課	関係課	市町村課・情報システム課 デジタル推進課
項目名	柱3	スマート県庁への転換による新たな行政スタイルの確立					
	②	行政手続・サービス等のデジタル化					
	ア	マイナンバーカードの普及・活用					
現状・課題	本県のマイナンバーカードの交付率は約4割（令和3年11月現在）にとどまっており、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードのより一層の取得促進を図る必要がある。						
取組内容	マイナンバーカードの普及に向け、カードの申請受付や交付を行う市町村の取組支援や、県民への広報周知を行う。また、カード一枚で複数のサービスに対応できるマイナンバーカードのメリットを生かした施策等の取組事例について市町村と情報を共有し、県民の利便性向上に資するよう、マイナンバーカードの利活用拡大を図る。						
目標	マイナンバーカードの交付率 【現状】R3年度：40.0%（R3.11.1現在） 【目標】R6年度：ほぼ全ての県民への普及 ※国では、令和4年度末にはほぼ全国民にカードが行き渡ることを目指していることから、早期の目標達成を図る。						
取組工程	・カードの普及や利活用に係る市町村への情報提供、取組支援 ・市町村等と連携した広報周知の実施 ・情報連携の適切な運用、オンライン申請の推進						
	R4年度		R5年度		R6年度		
	市町村への情報提供、取組支援		市町村への情報提供、取組支援		市町村への情報提供、取組支援		
	県民への広報周知		県民への広報周知		県民への広報周知		
	情報連携の適切な運用、オンライン申請の推進		情報連携の適切な運用、オンライン申請の推進		情報連携の適切な運用、オンライン申請の推進		
効果	・行政手続における県民の利便性向上や、行政事務の効率化につながるとともに、マイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会が実現される。						

整理番号	35	実施部局	総務部	主務課	デジタル推進課	関係課	出納局
項目名	柱 3	スマート県庁への転換による新たな行政スタイルの確立					
	②	行政手続・サービス等のデジタル化					
	イ	行政手続のデジタル化					
現状・課題	県では、令和3年9月末を目途に押印の見直しを行ったところであり、その検討結果を踏まえ、まずは署名・押印が不要な届出等についてオンライン化を進めている。今後は、県からの応答が必要となる許認可等も含め、処理件数の多い手続を中心に、更なるオンライン申請の拡大を図る必要がある。						
取組内容	県民や事業者が行う申請等の行政手続について、デジタル技術の活用を前提とした業務フローの見直しを行うとともに、オンライン申請の対象手続を拡大する。						
目標	・ 県民や事業者からの申請や県庁における内部手続など約19,000手続について、オンライン化を推進する。 ・ 特に、年間の申請件数が100件を超える行政手続のうち、署名・押印・本人確認や公的証明書等の添付が不要な手続約600手続について、令和6年度までにオンライン化を達成する。						
取組工程	・ 実施状況や阻害要因の把握・分析・対応 ・ オンライン化実施に係る手順やノウハウの庁内への横展開 ・ 基盤整備・運用						
	R 4 年度			R 5 年度		R 6 年度	
	実施状況・阻害要因の把握、分析、対応			把握、分析、対応		把握、分析、対応	
	オンライン化実施に係る手順やノウハウの横展開			オンライン化実施に係る手順やノウハウの横展開		オンライン化実施に係る手順やノウハウの横展開	
	基盤整備・運用			基盤整備・運用		基盤整備・運用	
効果	・ オンライン申請が可能な手続が拡大することで、県民や事業者の利便性向上につながる。 ・ 業務フローの見直しや事務処理のデジタル化が図られることで、行政事務の簡素化・効率化、県民サービスの向上が期待できる。						

整理番号	36	実施部局	総務部・出納局	主務課	デジタル推進課・情報システム課・出納局	関係課	
項目名	柱 3	スマート県庁への転換による新たな行政スタイルの確立					
	②	行政手続・サービス等のデジタル化					
	ウ	キャッシュレス決済の推進					
現状・課題	税以外の公金については、原則、金融機関の窓口へ赴き現金で納付するほか、収入証紙により納付しなければならないが、県民、金融機関及び県の3者において、その手続が負担となっている。						
取組内容	県の公金の納付手段として、キャッシュレス決済の導入を推進する。						
目標	運用体系、基盤を整備したうえで、キャッシュレス決済を導入し、公金の納付手段の多様化を図る。						
取組工程	・キャッシュレス決済導入に向けての運用体系、基盤の整備（運用等の整理、財務情報システム及び関連システムの改修、電子申請等の各システムやキャッシュレス機器との連携等） ・キャッシュレス決済導入（①納付書による納付・②電子申請手続における手数料・③各施設での窓口納付等） ・キャッシュレス決済の対象手続、決済手段の拡大						
	R 4 年度			R 5 年度		R 6 年度	
	・キャッシュレス決済導入に向けての運用体系、基盤の整備 →			対象手続・決済手段の拡大			
	・キャッシュレス決済導入（納付書による納付・電子申請手続における手数料等）						
			・キャッシュレス決済導入（各施設での窓口納付等）		対象手続・決済手段の拡大 →		
効果	・時間や場所を選ばず、電子的に公金の納付手続が可能となるなど、県民の利便性向上につながる。 ・紙の書類によるやり取りが減少するなど、デジタル化による業務効率化につながる。						

整理番号	37	実施部局	総務部	主務課	デジタル戦略課	関係課	
項目名	柱3	スマート県庁への転換による新たな行政スタイルの確立					
	③	オープンデータ利活用の促進					
	ア	オープンデータの整備と利活用の促進					
現状・課題	令和3年11月に「千葉県オープンデータサイト」をリニューアルし、データの拡充・質の向上を順次図っているところだが、オープンデータを前提とした業務プロセスやシステムの整備が行われていないため、統計表をそのままデータ化するなど、コンピュータ処理に向いていない形式での公開データが多い。 また、データ活用の観点から県と市町村のデータを一元的に提供する仕組みについて検討する必要がある。						
取組内容	行政が保有する様々な分野のデータを、地域課題の解決や企業活動にも活用できるよう、機械判読性の高いオープンデータとして整備し、利活用を促進する。 ※機械判読性：コンピュータが容易に処理できるようなデータの形式になっているかということ。機械判読への適性は5段階の指標で示されている。						
目標	・民間の団体などとの協働による利活用事例の創出の推進 ・オープンデータのうち、機械判読性の高い「推奨データセット」の公開件数 ※推奨データセット：国がオープンデータとしての公開を推奨するデータ項目等 【現状】R3年度：県のデータ12件 機械判読性3段階目以下、市町村のデータ0件（文化財一覧、公衆無線LANアクセスポイント一覧 等） 【目標】R6年度：市町村分を含むデータ24件 機械判読性5段階目（最上位）						
取組工程	・データの質の向上等に向けた業務プロセス、情報システムの整備方針（オープンデータ整備方針）の策定 ・オープンデータサイトの市町村との共同利用等についての検討 ・県と市町村のデータの一元管理、提供等						
	R4年度			R5年度		R6年度	
	オープンデータ整備方針の策定 オープンデータサイト共同利用等の検討 オープンデータサイト共同利用等の検討 データの一元管理、提供等 データの一元管理、提供等						
効果	・利用者が質の高いオープンデータを容易に取得できる環境を整備することで、利活用を促進し、地域課題の解決や新たな価値の創出につなげる。						

整理番号	38	実施部局	総務部	主務課	デジタル戦略課・デジタル推進課	関係課	
項目名	柱3	スマート県庁への転換による新たな行政スタイルの確立					
	④	デジタル化に対応できる人材の育成					
	ア	デジタル人材育成研修等の実施					
現状・課題	令和3年度は職員の意識改革のため、管理職向けのDX研修や、全職員を対象とした行政のデジタル化の基礎を学ぶ研修をオンラインで実施したほか、庁内ホームページでの情報発信を行ったところだが、今後、更なる意識改革やデジタル化に対応できる人材の育成に向け、研修等の一層の充実を図る必要がある。 また、デジタル施策を推進する担当部門等においても、専門的な知識が不足しているという現状がある。						
取組内容	スマート県庁への転換に向け、デジタル化推進に関する職員の意識改革や、単なるデジタル化だけではなく仕組みや業務そのものの変革等に取り組む、DXの思考を持った職員の育成に取り組む。						
目標	・全職員向けDX研修等の毎年度実施 ・デジタル専門人材育成に向けた研修受講者数（各年度） 【現状】R3年度：延べ50人／年 【目標】R6年度：延べ150人／年						
取組工程	・庁内ホームページを活用した情報発信の充実 ・全職員向けDX研修等の実施 ・デジタル専門人材の育成に向けた研修等の実施						
	R4年度		R5年度		R6年度		
	情報発信の充実		情報発信の充実		情報発信の充実		
	全職員向けDX研修等の実施		全職員向けDX研修等の実施		全職員向けDX研修等の実施		
	デジタル専門人材の育成に向けた研修等の実施		デジタル専門人材の育成に向けた研修等の実施		デジタル専門人材の育成に向けた研修等の実施		
効果	・県庁のデジタル化の推進を支える人材の増加						

整理番号	39	実施部局	総務部	主務課	デジタル戦略課	関係課	
項目名	柱3	スマート県庁への転換による新たな行政スタイルの確立					
	⑤	市町村DX推進への支援					
	ア	自治体の情報システムの標準化・共通化					
現状・課題	令和2年に策定された国の「自治体DX推進計画」の重点項目の一つである「自治体の情報システムの標準化・共通化」については、令和7年度末までに国の標準仕様に準拠したシステムへの移行が義務付けられている。 これを踏まえ、今年度から各市町村が標準化・共通化に向けた作業に着手し始めたところであり、随時必要な支援を行っていく必要がある。						
取組内容	住民サービスの向上と行政の効率化を実現するため、国が進める、住民基本台帳、戸籍、国民健康保険、児童手当などの基幹業務等システムの標準化・共通化について、県内市町村が目標年度までに新システムへ移行できるよう、進捗状況の把握を行うとともに、情報共有、相談対応、助言等の支援を行う。 ※基幹業務等20システム…令和4年1月現在、以下20業務のシステムが標準化の対象とされている。 ①児童手当、②子ども・子育て支援、③住民基本台帳、④戸籍の附票、⑤印鑑登録、⑥選挙人名簿管理、⑦固定資産税、⑧個人住民税、⑨法人住民税、⑩軽自動車税、⑪戸籍、⑫就学、⑬健康管理、⑭児童扶養手当、⑮生活保護、⑯障害者福祉、⑰介護保険、⑱国民健康保険、⑲後期高齢者医療、⑳国民年金						
目標	市町村における標準化・共通化の取組状況（国の示す当該年度工程への到達） 【現状】R3年度：27市町村（R3年12月現在） 【目標】R6年度：全市町村						
取組工程	・各市町村への定期的な進捗状況の調査 ・情報共有や意見交換、相談対応、民間のデジタル専門人材等を活用した助言 ・システム移行を担当するデジタル人材の育成支援（DXセミナー等）						
	R4年度		R5年度		R6年度		
	進捗状況調査		進捗状況調査		進捗状況調査		
	情報共有、意見交換、相談対応、助言		情報共有、意見交換、相談対応、助言		情報共有、意見交換、相談対応、助言		
	DXセミナー等		DXセミナー等		DXセミナー等		
効果	・市町村が着実に取り組めるよう、県における支援を行うことで、全ての県民がデジタル化の効果を享受できることにつなげる。						

整理番号	40	実施部局	総務部	主務課	デジタル戦略課・デジタル推進課	関係課	
項目名	柱 3	スマート県庁への転換による新たな行政スタイルの確立					
	⑤	市町村DX推進への支援					
	イ	スマート県庁への取組を活かした市町村DXの推進					
現状・課題	県では、従前から「千葉県電子自治体共同運営協議会」において電子申請システム等の市町村との共同利用に取り組むとともに、令和3年度から県内市町村と「自治体DX推進に係る連絡調整会議」を設置し、県及び市町村のDX推進を図っているところである。今後も引き続き、令和2年12月に国が策定した「自治体DX推進計画」を踏まえ、県及び市町村において一層の連携を図りながらDXの取組を着実に進めていく必要がある。						
取組内容	県内市町村におけるDXの取組を支援するため、「自治体DX推進に係る連絡調整会議」の枠組み等を活用し、県庁におけるデジタル化の取組に関する情報提供や、ICTツールの利活用等に係る助言、情報システムやツールの共同利用の推進に取り組む。						
目標	市町村DX推進に関する適切な支援の実施						
取組工程	・ 県庁におけるデジタル化の取組に関する情報提供や意見交換の実施 ・ 市町村のDX推進に係る情報共有、意見交換、相談対応、助言 ・ 情報システムやツールの共同利用の推進						
	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度		
	情報提供や意見交換の実施		情報提供や意見交換の実施		情報提供や意見交換の実施		
	DX推進に係る情報共有、意見交換、相談対応、助言		DX推進に係る情報共有、意見交換、相談対応、助言		DX推進に係る情報共有、意見交換、相談対応、助言		
	情報システムやツールの共同利用の推進		情報システムやツールの共同利用の推進		情報システムやツールの共同利用の推進		
効果	・ 市町村におけるDXの取組が進むことで、県民誰もがデジタル化の恩恵を実感できるようになる。						

整理番号	41	実施部局	総務部	主務課	市町村課	関係課	総務課 (各部局担当課)
項目名	柱 4	連携・協働で実現する持続可能な千葉県の確立					
	①	市町村との連携・協働					
	ア	市町村との意見交換					
現状・課題	多様化・複雑化する県民ニーズを的確に捉え、各地域の実情に応じた施策を効果的に実施していくためには、住民に最も身近な自治体である市町村の意見を十分に聞きながら、県と市町村の施策が相乗効果を発揮するよう取り組んでいく必要がある。これまでも知事と市町村長が意見交換する場を設け、地域の実情や市町村が抱える地域の課題等について情報や考え方を共有してきたところであるが、引き続き、市町村と緊密な連携を図っていく必要がある。						
取組内容	様々な機会を通じて、市町村が直面する課題や考え方を共有するとともに、各施策の実施に当たっては関係市町村と緊密な連携を図る。						
目標	県が広域的な観点から進める施策について、市町村と協働して取り組むとともに、各市町村が抱える地域の課題等について、様々な機会を通じて、知事と市町村長が率直な意見交換を行う。						
取組工程	・市町村長会議において市町村に県の施策を説明し、協力を得る。 ・様々な機会を通じて、市町村長と率直な意見交換を行う。						
	R 4 年度			R 5 年度		R 6 年度	
	市町村長会議の場の設定			市町村長会議の場の設定		市町村長会議の場の設定	
	市町村との意見交換の実施			市町村との意見交換の実施		市町村との意見交換の実施	
効果	・知事と市町村長の意見交換を通じて、地域の実情や市町村が抱える地域の課題を共有し、県と市町村の緊密な連携が図られ、地域の課題解決に向けた取組の推進が図られる。						

整理番号	42	実施部局	総務部・総合企画部	主務課	総務課・市町村課・ 地域づくり課	関係課	各地域振興事務所
項目名	柱 4	連携・協働で実現する持続可能な千葉県の確立					
	①	市町村との連携・協働					
	イ	地域振興事務所を通じた市町村との連携					
現状・課題	地域における課題等を把握し、市町村の視点に立った県政運営を行うことは、県全体の発展に不可欠である。そのため、地域振興事務所が市町村と日頃から連携し、県の関係部局と市町村とのパイプ役となる必要がある。						
取組内容	市町村と「顔の見える」関係を築けるよう、様々な機会を通じて、市町村が直面する課題や考え方を共有するとともに、各施策の実施に当たっては関係市町村と緊密な連携を図る。						
目標	県と市町村の連携強化						
取組工程	・市町村との情報共有や意見交換等の実施 ・県の関係部局への連絡調整等 ・地域課題解決に向けた地域振興施策について、地域振興事務所と市町村や関係団体が連携して検討 ・地域振興事務所の機能強化に向けた検討と見直し						
	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度		
	市町村との情報共有や意見交換等 県の関係部局への連絡調整等		市町村との情報共有や意見交換等 県の関係部局への連絡調整等		市町村との情報共有や意見交換等 県の関係部局への連絡調整等		
	地域振興施策について、地域振興事務所と市町村や関係団体が連携して検討		地域振興施策について、地域振興事務所と市町村や関係団体が連携して検討		地域振興施策について、地域振興事務所と市町村や関係団体が連携して検討		
	地域振興事務所の機能強化に向けた検討・見直し		地域振興事務所の機能強化に向けた検討・見直し		地域振興事務所の機能強化に向けた検討・見直し		
効果	・市町村との連携を強化し、地域の情報や課題を把握することで、県行政の円滑な推進につながる。						

整理番号	43	実施部局	総務部	主務課	総務課	関係課	各地域振興事務所
項目名	柱 4	連携・協働で実現する持続可能な千葉県の確立					
	①	市町村との連携・協働					
	ウ	市町村との連携・協働による広域課題への取組					
現状・課題	多様化・複雑化する県民ニーズを的確に捉え、各地域の実情に応じた施策を効果的に実施していくためには、住民に最も身近な自治体である市町村の意見を十分に聞きながら、県と市町村の施策が相乗効果を発揮するよう取り組んでいく必要がある。 これまで知事と市町村長が意見交換する場を設け、地域の実情や市町村が抱える地域の課題等について情報や考え方を共有してきたところであるが、今後、県及び市町村が連携して、よりきめ細やかな施策を展開していくに当たっては、現場レベルでの職員が連携・協働の意識を持ち、広域的施策を共に考えていくことが必要である。						
取組内容	県内各地域で生じる様々な地域課題に対応し、各地域の実情に応じた施策を展開していくために、県・市町村合同での研修や勉強会を実施することにより、現場レベルで職員間の連携・協働の意識を醸成するとともに、広域的施策の検討を行う。						
目標	県及び市町村が連携・協働し、広域的課題に取り組む。						
取組工程	・ 県及び市町村職員合同研修の実施（県内 2 ～ 3 か所、講師：総務省職員及び先進県担当者等） ・ 地域振興事務所を単位とした県及び市町村職員の勉強会の実施						
	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度		
	県及び市町村職員合同研修の実施 地域振興事務所を単位とした県及び市町村職員の勉強会の実施		地域振興事務所を単位とした県及び市町村職員の勉強会の実施		地域振興事務所を単位とした県及び市町村職員の勉強会の実施 広域的施策の検討		
効果	・ 県及び市町村職員間の連携が深まり、地域の変化・課題の見通しを共有できることにより、地域課題の迅速な解決や個々の市町村の規模や状況に応じたきめ細やかな支援を行うことができる。						

整理番号	44	実施部局	総合企画部	主務課	政策企画課	関係課	
項目名	柱 4	連携・協働で実現する持続可能な千葉県の確立					
	②	他都道府県との広域連携					
	ア	地方分権改革の推進に係る提言の実施					
現状・課題	地域の抱える課題が多様化・複雑化する中、こうした諸課題への確に対応するためには、全国一律ではなく、それぞれの地域の実情に応じて対応することが必要である。そのため、引き続き国へ制度改革の提案を行い、基盤となる地方分権改革を推進することが必要である。						
取組内容	多様化する諸課題に地域の実情に応じて的確に対応するため、地方の発意により国の制度改革を推進する「提案募集方式」や全国知事会等と連携した地方分権に関する提言を行うことにより、国から地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和を推進する。						
目標	「提案募集方式」による国への提案件数 【現状】 R 3 年度： 2 件 【目標】 R 6 年度： 4 件						
取組工程	・「提案募集方式」による国への提案 ・全国知事会等を通じた、国に対する提案・提言の実施						
	R 4 年度			R 5 年度		R 6 年度	
	「提案募集方式」による国への提案			「提案募集方式」による国への提案		「提案募集方式」による国への提案	
	全国知事会等を活用した提案・提言			全国知事会等を活用した提案・提言		全国知事会等を活用した提案・提言	
効果	・多様化する諸課題に対し、地域の実情に応じた施策を行えるようになり、住民サービスの向上につながる。						

整理番号	45	実施部局	総合企画部	主務課	政策企画課	関係課	
項目名	柱 4	連携・協働で実現する持続可能な千葉県の確立					
	②	他都道府県との広域連携					
	イ	他都道府県との連携による広域課題への取組					
現状・課題	本県を取り巻く諸課題には、環境問題や災害対応をはじめ、様々な分野で広域的に対応しなければ解決が困難なものがあるほか、観光情報の発信など、他の都道府県と連携して取り組んだほうが、より効果的になる施策もあることから、引き続き広域的な連携が必要である。						
取組内容	他都道府県との広域的課題や施策の目的を踏まえた上で、全国知事会、関東地方知事会、九都県市首脳会議を通じて、国等に対する要望活動や共同での調査研究・取組等を実施する。						
目標	全国知事会等を通じた他都道府県との連携による広域的課題の解決						
取組工程	・ 全国知事会を通じた、国等に対する提案・提言の実施 ・ 関東地方知事会を通じた、国等に対する要望活動の実施 ・ 九都県市首脳会議を通じた、国等に対する要望活動及び共同取組等の実施						
	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度		
	全国知事会を活用した提案・提言		全国知事会を活用した提案・提言		全国知事会を活用した提案・提言		
	関東地方知事会を活用した要望		関東地方知事会を活用した要望		関東地方知事会を活用した要望		
	九都県市首脳会議を活用した要望・共同取組		九都県市首脳会議を活用した要望・共同取組		九都県市首脳会議を活用した要望・共同取組		
効果	・ 都道府県が連携することで、共通課題の解決に資する。 ・ 近隣都県と広域的に取り組むことで、広域課題の解決や効果的な施策展開に資する。						

整理番号	46	実施部局	総合企画部	主務課	政策企画課	関係課	
項目名	柱 4	連携・協働で実現する持続可能な千葉県の確立					
	③	民間企業、大学等の連携・強化					
	ア	大学等との連携					
現状・課題	H30年度時点で、庁内各部局が県内大学等と連携し、149件の取組が実施されている。 高齢化・人口減少が進み、県の抱える課題が一層複雑化することが見込まれる中、県の施策をより効果的に実施するためには大学等の専門的な知見を活用することが重要であることから、更なる連携の促進を図る必要がある。						
取組内容	地域の課題に適切に対応し、活力ある豊かな地域社会の形成と発展に寄与するよう、県内大学等との幅広い分野での連携・協働を促進する。						
目標	県内大学等と県との取組事例 【現状】H30年度：149件（例：自然保護に関する千葉県と大学との連携協定に基づく事業、千葉大学産学官連携イノベーションフォーラム、優良種苗確保事業 等） 【目標】R6年度：164件						
取組工程	・ 県内大学等と県との取組事例の調査 ・ 連携の促進に向けた周知						
	R4年度		R5年度		R6年度		
	取組事例調査 → 連携促進に向けた周知の実施		取組事例調査 → 連携促進に向けた周知の実施		取組事例調査 → 連携促進に向けた周知の実施		
効果	・ 県内大学等が有する高度な知見を活用することで、県の施策の推進に寄与する。 ・ 庁内の連携事例を共有することで、一層の連携促進が図られる。						

整理番号	47a	実施部局	総合企画部	主務課	政策企画課	関係課	庁内各課
項目名	柱 4	連携・協働で実現する持続可能な千葉県の確立					
	③	民間企業、大学等の連携・強化					
	イ	民間企業等との連携					
現状・課題	県と企業等との分野横断的に連携・協働した取組を行ってきた「2020ちばパートナーズ」は、地域課題の解決など県政の推進に対して成果を挙げた。 今後も企業等との連携を深めつつ、企業等の有する知見や活力を最大限に活用することで、地域課題の解決など県政の推進を図り、地域を活性化していく必要がある。						
取組内容	以下6分野のうち、4分野以上で県と連携した先導的かつ個別具体的な取組を実施している、又は実施する見通しがある場合に、ちばコラボレーションシップパートナーとして登録する。 ①防災・防犯・交通安全、②健康・福祉、③文化・スポーツ・教育、④環境保全、⑤地域経済、⑥その他本県の活性化に資するもの。						
目標	県と企業等の包括的に連携した協働により、企業等の有するポテンシャルが発揮されることで、県の重要施策の推進や公的サービスの充実、地域の活性化に寄与する。						
取組工程	・ 連携・協働する企業等の募集 ・ 庁内関係課と企業等との連携・協働した取組の実施に向けた調整 ・ 企業等との連携・協働した取組の実施						
	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度		
	連携・協働する企業等の募集		連携・協働する企業等の募集		連携・協働する企業等の募集		
	庁内関係課と企業等との取組実施に向けた調整		庁内関係課と企業等との取組実施に向けた調整		庁内関係課と企業等との取組実施に向けた調整		
	企業等との連携・協働した取組の実施		企業等との連携・協働した取組の実施		企業等との連携・協働した取組の実施		
効果	・ 県の重要施策の推進 ・ 公的サービスの充実 ・ 地域の活性化						

整理番号	47b	実施部局	商工労働部	主務課	経営支援課	関係課	
項目名	柱 4	連携・協働で実現する持続可能な千葉県の確立					
	③	民間企業、大学等の連携・強化					
	イ	民間企業等との連携					
現状・課題	県では、平成20年に「商業者の地域貢献に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、商業者の自主的な地域貢献活動への取組を促しており、県内で多店舗を展開する大手小売業者との間で「地域振興・地域貢献に関する包括協定」（以下「包括協定」という。）を、これまでに大手スーパーマーケットや大手コンビニエンスストアなど16社との間で締結している。 今後さらなる人口減少社会が予想される中、これらの大手小売業者が運営する店舗には、地域住民に生活必需品を供給するという役割にとどまらず、地域社会の担い手の一つとして、自主的な地域貢献活動により地域の活性化を図ることが求められ、これを促進することが重要である。						
取組内容	本県と包括協定締結企業との連携強化を図り、商業者による自主的な地域貢献活動を促進する。						
目標	・包括協定締結企業との連携強化を図るとともに、様々な機会を捉え大手小売業者等にガイドラインの趣旨の理解を求め、商業者による自主的な地域貢献活動を促進する。						
取組工程	・包括協定締結企業との懇談会の開催 ・千葉県ホームページを活用したガイドラインの周知徹底						
	R 4 年度			R 5 年度		R 6 年度	
	包括協定締結企業との懇談会の開催			包括協定締結企業との懇談会の開催		包括協定締結企業との懇談会の開催	
	ガイドラインの周知徹底			ガイドラインの周知徹底		ガイドラインの周知徹底	
効果	・包括協定締結企業の自主的な地域貢献活動による地域の活性化 ・企業との連携による県事業の実現						

整理番号	48	実施部局	総務部	主務課	総務課	関係課	
項目名	柱 4	連携・協働で実現する持続可能な千葉県の確立					
	③	民間企業、大学等の連携・強化					
	ウ	公社等外郭団体との連携					
現状・課題	県民負担の軽減を目的として、県依存型の経営から自立型の経営に転換を図る抜本的改革について、平成14年度から継続して取り組んだ結果、これまでに相当程度の成果を上げ、団体が県へもたらしうる財政的リスクも大幅に減少した。 今後は、引き続き、団体の経営状況等を的確に把握し、県に代わる公的サービスの担い手としての必要性を見極めつつ、必要に応じて、その役割を発揮し続けられるよう指導・支援をしていくべき段階にある。						
取組内容	経営改善等を指導すべき団体には引き続き改革を継続する一方、一部の団体にとっては改革路線から転換するなど、団体の経営健全化と有意義な活用の両立を図る。						
目標	団体の経営健全化と有意義な活用の両立 【現状】～R3年度：改革方針に基づく、県依存型の経営から自立型の経営への転換 【目標】～R4年度：新たな方針の策定 R4年度～：新たな方針に基づく、団体の経営健全化と有意義な活用の検討						
取組工程	・新たな方針の策定 ・団体の経営健全化 ・団体の有意義な活用の検討						
	R4年度			R5年度		R6年度	
	新たな方針の策定 団体の経営健全化 団体の有意義な活用の検討						
効果	・公社等外郭団体の効率化及び経営健全化等の推進が図られる。 ・公社等外郭団体が有する技術やノウハウの蓄積による専門性などを活用できる。 ・県施策の効率的な実施及び県の財政規律の強化につながる。						

整理番号	49a	実施部局	健康福祉部	主務課	高齢者福祉課	関係課	
項目名	柱 4	連携・協働で実現する持続可能な千葉県の確立					
	④	県民参画の推進					
	ア	県民・市民活動団体等との連携・協働					
現状・課題	現在、元気な高齢者等が支援の必要な高齢者を「支える側」として活躍することがより一層求められている。特に、都市部を中心として、高齢者のみの世帯（独居・夫婦）が増加しており、日常生活における「支え合い」はとても重要となっている。 また、地域の子どもたちを事故や犯罪から守り、子どもたちが安心して過ごせるよう、地域における子どもの見守りや居場所づくりが大変重要となっている。 こうした状況から、より多くの方が、会社や組織で長年培った多様な経験と知識を、地域活動に生かすことができれば、豊かな地域社会の実現に向けて大きな力となるため、高齢者の社会貢献が期待されている。						
取組内容	高齢者自らが社会的活動に参加することによる健康の保持増進及び生きがいの高揚に資すること並びに高齢者が福祉施設、学校等におけるボランティア活動、自治会の活動その他の地域における活動の担い手となることを促進することを目的に、千葉県生涯大学校において、高齢者等に社会環境の変化に順応した能力を再開発するための学習の機会を提供する。						
目標	生涯大学校卒業時アンケートで地域活動に参加すると回答した学生の割合 【現状】 R 1 年度：80.3% 【目標】 R 6 年度：85.0%						
取組工程	・第2次マスタープランの運用 ・授業内容、学部・コースの検討 ・第3次マスタープランの策定 ・第3次マスタープランでの運用開始						
	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度		
	第2次マスタープランの運用		第2次マスタープランの運用				
	授業内容、学部・コースの検討						
	第3次マスタープラン策定				第3次マスタープランでの運用開始		
効果	・学生のキャリアや得意分野、興味関心を生かせるような学習内容にし、生涯大学校の魅力を発信することで、定員充足率が改善し、多くの高齢者の社会参加が期待できる。 ・高齢者の多様な社会参加を促進することで、高齢者が地域の担い手として、地域で活躍し続けられる社会の実現につながる。						

整理番号	49b	実施部局	環境生活部	主務課	県民生活課	関係課	
項目名	柱 4	連携・協働で実現する持続可能な千葉県の確立					
	④	県民参画の推進					
	ア	県民・市民活動団体等との連携・協働					
現状・課題	近年、人口減少と少子高齢化が急速に進むとともに、個人志向の高まりや価値観の多様化により、地域における人と人とのつながりが希薄になるなど、地域コミュニティの機能の低下が懸念されている。 こうした中、地域においては、複雑で多岐にわたる課題が山積しており、行政による従来型の施策や支援だけでは解決が難しい状況となっている。一方で、地域の課題を主体的、自立的に解決しようとする意識が高まり、共助の精神に基づいた地域づくりの重要性が再認識されている。						
取組内容	多くの県民が地域を支えていく社会の実現に向けて、ボランティア活動に係る広報・普及啓発や活動環境の整備を進めるとともに、地域活動を支える市民活動団体等が安定的・継続的に活動できるよう、市民活動団体等の組織運営力、資金調達力等の強化を支援する。 また、市民活動団体や企業など多様な団体が連携・協働して行う取組を普及・促進し、連携による地域づくりの機運を盛り上げる。						
目標	ボランティア活動に参加したことのある県民の割合 【現状】R2年度45.3% 【目標】R6年度51.6%						
取組工程	・ 県民の地域活動への参加促進 ・ 市民活動団体等への支援及び支援体制の整備 ・ 協働による地域コミュニティづくりの普及促進 ・ 優れた協働事例の表彰や周知						
	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度		
	県民の地域活動への参加促進		県民の地域活動への参加促進		県民の地域活動への参加促進		
	市民活動団体等への支援及び支援体制の整備		市民活動団体等への支援及び支援体制の整備		市民活動団体等への支援及び支援体制の整備		
	協働による地域コミュニティづくりの普及促進		協働による地域コミュニティづくりの普及促進		協働による地域コミュニティづくりの普及促進		
	優れた協働事例の表彰や周知		優れた協働事例の表彰や周知		優れた協働事例の表彰や周知		
効果	・ 連携・協働の取組の推進により、様々な課題の解決が図られるとともに誰もが安心して暮らせる社会の実現につながる。						

整理番号	49c	実施部局	県土整備部	主務課	道路環境課・河川環境課	関係課	
項目名	柱 4	連携・協働で実現する持続可能な千葉県の確立					
	④	県民参画の推進					
	ア	県民・市民活動団体等との連携・協働					
現状・課題	令和3年度までに道路アダプトプログラムにおいては68団体、河川海岸アダプトプログラムにおいては78団体と合意書を締結し、清掃・除草用具の貸し出し、保険への加入等の支援を行っている。 一部には、構成員の高齢化が進み、活動の継続が困難な団体がでてきているのが課題である。						
取組内容	ボランティアにより千葉県が管理する道路、河川・海岸の美化活動等を行う団体等に対し支援を行い、それぞれの地域にふさわしい道路・河川・海岸環境の形成を図る。						
目標	引き続き、アダプトプログラムを展開するとともに、参加団体の拡大を図る。						
取組工程	・ 県民への広報周知 ・ 参加団体の支援 活動に参加する者を補償対象としたボランティアの活動に関する保険への加入 活動に必要な機械器具の貸与、燃料等の提供、資材等の用意 活動の内容等を記載した標識の設置						
	R 4 年度			R 5 年度		R 6 年度	
	県民への広報周知			県民への広報周知		県民への広報周知	
	参加団体の支援			参加団体の支援		参加団体の支援	
効果	・ 地域住民の道路・河川・海岸環境美化に対する関心の高まり ・ 清掃、除草の頻度増加による道路・河川・海岸環境、利便性の向上						

整理番号	50	実施部局	総合企画部	主務課	報道広報課	関係課	
項目名	柱 4	連携・協働で実現する持続可能な千葉県の確立					
	④	県民参画の推進					
	イ	広聴の仕組みを通じた県民参画の促進					
現状・課題	県民が県政に参画しやすくなるよう、広聴制度全体の運用の見直しや、広聴のホームページをわかりやすく利用しやすいものに見直すとともに、多くの県民から意見等をいただくため、「知事への手紙」について、従来の郵送方法に加えて、新たにインターネットでの受付を開始し、併せて名称を「わたしの提言」に変更した。これにより、これまでどおり郵送で提出されるものも含め、「わたしの提言」の利用件数が増加している。（R3.11末時点で昨年度実績を上回る。） 今後もより多くの県民の方から意見等がいただけるよう広聴の充実に取り組む必要がある。						
取組内容	「わたしの提言」（知事に対する御提言や御意見等）等の様々な広聴の仕組みを活用し、県民の県政に対する御提言や御意見等を聴取することを通じて、県民の県政への参画を促進する。						
目標	多くの県民の方から意見等がいただけるよう広聴の充実に取り組む。						
取組工程	・ 広聴制度の充実 ・ 県民から寄せられた提案や意見等について県政運営の参考にする						
	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度		
	広聴制度の充実を図る		広聴制度の充実を図る		広聴制度の充実を図る		
	県民から寄せられた提案や意見等について 県政運営の参考にする		県民から寄せられた提案や意見等について 県政運営の参考にする		県民から寄せられた提案や意見等について 県政運営の参考にする		
効果	・ 県民の県政への参画意識が高まる。 ・ 県民に寄り添った県政運営の実現。						

整理番号	51	実施部局	総合企画部	主務課	報道広報課・地域づくり課	関係課	
項目名	柱 4	連携・協働で実現する持続可能な千葉県の確立					
	⑤	県民参画につながる情報発信力の強化					
	ア	多様な広報ツールによる効果的な情報発信等の取組					
現状・課題	【現状】 県民だより、広報番組、公式ホームページ等において、県政情報や県の魅力等をわかりやすく発信している。 また公式ホームページについては、令和2年11月に全面リニューアルし、令和3年度からは広報Twitter及び公式LINEを新規に開設し、情報発信手段の充実を図っている。 【課題】 ・利用者数等の増加 ・内容の充実						
取組内容	各種広報ツールを活用し、県の施策や魅力等に関する情報の積極的な発信を行う。						
目標	〔県民だより〕 【目標】配架場所増加（R3年度：1,278カ所） 〔広報番組〕 【目標】現状の放送回数の維持 R3年度：（テレビ）千葉県インフォメーション 放送回数 126回 ウィークリー千葉県 放送回数 44回 千葉の贈り物～まごころ配達人～ 放送回数 51回 （ラジオ）チバ・プリフェクチャー・アップデート 156回 サタデー・ブレッシング・モーニング 52回 ミンナノチカラ～CHIBA～ 放送回数 毎週1回 〔公式ホームページ〕 【目標】閲覧数の増加（令和元年度：102,074,244※） （※新型コロナウイルス感染症の影響で閲覧が増加しているため、令和元年度を基準とする。） 〔SNS〕 【目標】フォロワー数、友だち登録数の増加 （令和3年11月時点 広報Twitter:約21,000人、公式LINE:約4,000人、チーバくんTwitter：約285,000人）						
取組工程	・関係部局や市町村等と連携の上、早く正確な情報発信に努める。 ・新たなものも紹介できるよう、常に千葉の「魅力」の掘り起こしを行う。 ・わかりやすく、伝わりやすい広報を目指し、適宜情報発信手段の改善を行う。 ・情報発信手段の周知等を行い利用者の増加を目指す。						
	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度		
	魅力の掘り起こし、テーマ選定、企画の検討		魅力の掘り起こし、テーマ選定、企画の検討		魅力の掘り起こし、テーマ選定、企画の検討		
	情報発信		情報発信		情報発信		
	発信手段の見直し・検討		発信手段の見直し・検討		発信手段の見直し・検討		
	発信手段の周知		発信手段の周知		発信手段の周知		
効果	・県民が本県に興味関心を抱き、誇りに思うような「郷土愛」を育むことが期待できる。 ・情報発信方法の見直しや、多様な情報発信手段を周知することにより、すべての県民に対して情報の提供が可能になる。 ・Twitterの即時性・拡散性を利用し、必要な情報を迅速に県民に届けることができる。 ・LINEの特性を活かし、閲覧率の高いプッシュ型の広報を行うことができる。						

(参考) 計画期間中の歳入・歳出の見通し（一般会計ベース）

県税や地方交付税などの歳入の大幅な伸びが期待できない中、社会保障費や公債費などの義務的経費、県有施設の老朽化への対応などの財政需要の増加が見込まれており、厳しい財政状況が続くことが予想されます。

このため、歳入面では、県税徴収率の向上や財政調整基金等の活用、決算剰余金の活用など、歳出面では、事務事業の見直しや執行段階での経費の節減など、歳入歳出両面にわたる取組を進め、収支均衡を図ってまいります。

なお、行財政改革計画の策定にあたり、令和 4 年度当初予算編成と並行して既存事業の総点検を実施した結果、一般財源ベースで 13 億円の歳出を削減しました。

1. 歳入の見積額

(単位：億円)

区分		R4	R5	R6	R4～6計
歳入	県税等 (地方譲与税を含む)	9,992	10,106	10,184	30,282
	地方交付税等 (臨時財政対策債等を含む)	2,710	2,730	2,750	8,190
	県債(臨時財政対策債等を除く)	885	966	1,085	2,936
	その他	7,655	6,383	6,086	20,124
	うち県有施設長寿命化等推進基金繰入金	33	76	128	237
歳入合計 ①		21,242	20,185	20,105	61,532

2. 歳出の見積額

区分		R4	R5	R6	R4～6計
歳出	人件費	5,171	5,103	5,057	15,331
	うち退職手当	418	369	339	1,126
	社会保障費	3,311	3,435	3,556	10,302
	公債費	2,313	2,331	2,383	7,027
	税関係交付金等	1,970	1,992	1,961	5,923
	新型コロナウイルス感染症対応経費	3,351	2,057	1,707	7,115
	その他県民サービス等事業費	5,670	5,785	5,969	17,424
	うち総合計画を推進するための経費	4,492	4,636	4,811	13,939
歳出合計 ②		21,786	20,703	20,633	63,122

3. 財源不足額

財源不足額(②－①)	▲544	▲518	▲528	▲1,590
------------	------	------	------	--------

4. 財源不足額への対応

歳入	県税徴収率の向上	4	6	8	18
	自主財源の確保	6	6	6	18
	財政調整基金の活用 ※1	444	274	282	1,000
	災害復興・地域再生基金の活用	77	72	72	221
	決算剰余金の活用 ※2	[50]	50	50	100
歳出	事務事業の見直し	13	10	10	33
	執行段階での経費の節減等	[100]	100	100	200
合計		544	518	528	1,590

※1：R4 は予算額であり、今後、執行段階での経費の節減や決算剰余金の活用などにより、繰入額の縮減に努めます。

※2：R4 の取組効果額の[]の金額は、今後、執行段階での経費の節減や決算剰余金等が確定した段階で反映します。

(参考) 建設地方債等の各年度末における残高の見込

(億円)

R3	R4	R5	R6
12,813	12,679	12,638	12,774

※建設地方債と退職手当債の合計額

計画期間中の歳出・歳入の推計方法

1 歳 入

○県税等

令和4年度当初予算の収入見込みをベースに推計。

なお、法人関係税等については、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」における名目経済成長率を考慮して推計。

○地方交付税等

県税や社会保障費などの推計値をもとに、現行ルールのまま推計。

○県債

令和4年度当初予算をベースに、県有施設の老朽化対策に係る経費などに係る今後の増減要素を考慮して発行額を推計。

○その他

令和4年度当初予算の水準を前提に、今後の増減要素を考慮して推計。

2 歳 出

○人件費

知事部局の職員のほか、教職員、警察官の人件費を含む。退職手当は年齢構成をもとに定年退職者等の見込みを考慮して推計。

○社会保障費

現行制度を前提に、過去の推移や今後の増減要素を考慮して推計。

○公債費

過去の借入に係る償還計画と今後の県債の借入見込みをもとに推計。

○税関係交付金等

県税に連動して推計。

○新型コロナウイルス感染症対応経費

令和5年度以降は、感染症が収束するものとして推計。

○その他県民サービス等事業費

令和4年度当初予算をベースに、県有施設の老朽化対策に係る経費など、今後の増減要素を考慮して推計。



千葉県行財政改革行動計画

千葉県 総務部 総務課 行政経営室

電話 043-223-2460 FAX 043-225-1904

E-mail: gyoukaku05@mz.pref.chiba.lg.jp

千葉県 総務部 財政課 予算総括・財政改革班

電話 043-223-2072 FAX 043-224-3884

E-mail: zaisei6@mz.pref.chiba.lg.jp